

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2020年 7 月
(第 2 回訂正分)

ティアンドエス株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
 価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年7月29日に関
 東財務局長に提出し、2020年7月30日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年7月3日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年7月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂
 正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集170,000株の募集の条件及びブックビルディング
 方式による売出し107,000株（引受人の買取引受による売出し77,000株・オーバーアロットメントによる売出し
 30,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年7
 月29日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたの
 で、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しておりま
 す。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、9,900株を、福利厚生を目的に、ティア
 ンドエス従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。いちよし証券株式
 会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別
 記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規
 則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）
 であります。

2【募集の方法】

2020年7月29日に決定された引受価額（2,576円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受
 け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、
 当該引受価額と異なる価額（発行価格2,800円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込
 期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたし
 ます。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規
 則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格
 に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をい
 う。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「213,095,000」を「218,960,000」に訂正
 「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「213,095,000」を「218,960,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの
 条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需
 要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーア
 ロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご
 参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売
 出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,800」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,576」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1,288」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき2,800」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,650円～2,800円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,800円と決定いたしました。
なお、引受価額は2,576円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,800円）と会社法上の払込金額（2,252.50円）及び2020年7月29日に決定された引受価額（2,576円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,288円（増加する資本準備金の額の総額218,960,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,576円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

（注）8.の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：
2. 引受人は新株式払込金として、2020年8月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,576円）を払込むことといたします。
 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき224円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2020年7月29日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「426,190,000」を「437,920,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「418,190,000」を「429,920,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額429,920千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限77,000千円を合わせた手取概算額合計上限506,920千円については、今後の事業拡大に向けた人材及び設備並びに当社としての次世代AIプロセッサ用ソフトウェア技術の獲得のため、①研究開発費に248,640千円、②人材採用費及び人件費として131,000千円、③設備資金として127,280千円を充当する予定であります。

①研究開発費

国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの共同研究（詳細は、第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 研究開発活動の項をご参照下さい。）における研究開発費として118,640千円（2020年11月期に25,000千円、2021年11月期に25,000千円、2022年11月期に25,000千円、2023年11月期に25,000千円、2024年11月期に18,640千円）、また、共同研究の成果を踏まえたソフトウェア開発に使用するReference Board（注1）の開発に係る研究開発費として130,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に110,000千円）を充当する予定です。

②人材採用費及び人件費

大船事業所開設に伴う人件費に25,000千円（2021年11月期に12,500千円、2022年11月期に12,500千円）、先進技術ソリューションカテゴリーにおいてAI、画像認識に関する専門技術者の人材採用費に8,000千円（2021年11月期に3,000千円、2022年11月期に5,000千円）、人件費に48,000千円（2021年11月期に18,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。また、事業拡大に伴う人件費に50,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。

③設備資金

先進技術ソリューションカテゴリーにおいてAIプロセッサ開発等に使用するサーバの取得費用に50,000千円（2021年11月期に50,000千円）、これに伴い本社サーバールームを拡張するための建物附属設備購入及び保証金に29,500千円（2021年11月期に29,500千円）、大船事業所開設のための建物附属設備購入及び保証金に11,000千円（2020年11月期に11,000千円）、社内経営管理システムの導入資金に36,780千円（2022年11月期に36,780千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年7月29日に決定された引受価額（2,576円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,800円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「209,825,000」を「215,600,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「209,825,000」を「215,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

- 「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「2,800」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,576」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,800」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 いちよし証券株式会社 77,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき224円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2020年7月29日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「81,750,000」を「84,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「81,750,000」を「84,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
- （注）5.の全文削除及び6.の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,800」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,800」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2020年7月29日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である武川義浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年7月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,252.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 38,640,000円（1株につき金1,288円）</u> <u>増加する資本準備金の額 38,640,000円（1株につき金1,288円）</u>
(4)	払込期日	2020年9月3日（木）

（注） 割当価格は、2020年7月29日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額 （2,576円）と同一であります。

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2021年2月2日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、20,000株を上限として、2020年7月29日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 9,900株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2020年7月29日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格 （2,800円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「ティアンドエス従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「58,500」を「48,400」に訂正

「ティアンドエス従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「3.07」を「2.54」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,522,600（28,600）」を「1,512,500（28,600）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「79.80（1.50）」を「79.27（1.50）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年7月3日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2020年 7 月
(第 1 回訂正分)

ティアンドエス株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年 7 月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年 7 月 3 日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 170,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2020年 7 月17日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し107,000株（引受人の買取引受による売出し77,000株・オーバーアロットメントによる売出し30,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」、「第二部 企業情報 第 6 提出会社の株式事務の概要」及び「第四部 株式公開情報 第 3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、ティアンドエス従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。いちよし証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

4. 上記とは別に、2020年 7 月 3 日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

2020年7月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年7月17日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,252.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「207,230,000」を「213,095,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「207,230,000」を「213,095,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（2,650円～2,800円）の平均価格（2,725円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は463,250,000円となります。

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,252.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,650円以上2,800円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年7月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①日立グループ、東芝グループ、キオクシアグループ等の顧客基盤があり、安定成長が期待される。
②先進技術ソリューションカテゴリーに関して今後期待ができる。
③上記の特定顧客向けの売上高の比率が高い点はリスク要因となる可能性もある。
以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は2,650円から2,800円の範囲が妥当であると判断いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,252.50円）及び2020年7月29日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（2,252.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「いちよし証券株式会社108,500、野村證券株式会社22,200、株式会社SBI証券12,300、極東証券株式会社7,400、東洋証券株式会社7,400、マネックス証券株式会社7,400、岡三証券株式会社2,400、楽天証券株式会社2,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2020年7月29日）に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「414,460,000」を「426,190,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「406,460,000」を「418,190,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,650円～2,800円）の平均価格（2,725円）を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額418,190千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限74,939千円を合わせた手取概算額合計上限493,129千円については、今後の事業拡大に向けた人材及び設備並びに当社としての次世代AIプロセッサ用ソフトウェア技術の獲得のため、①研究開発費に248,640千円、②人材採用費及び人件費として131,000千円、③設備資金として113,489千円を充当する予定であります。

①研究開発費

国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの共同研究（詳細は、第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 研究開発活動の項をご参照下さい。）における研究開発費として118,640千円（2020年11月期に25,000千円、2021年11月期に25,000千円、2022年11月期に25,000千円、2023年11月期に25,000千円、2024年11月期に18,640千円）、また、共同研究の成果を踏まえたソフトウェア開発に使用するReference Board（注1）の開発に係る研究開発費として130,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に110,000千円）を充当する予定です。

②人材採用費及び人件費

大船事業所開設に伴う人件費に25,000千円（2021年11月期に12,500千円、2022年11月期に12,500千円）、先進技術ソリューションカテゴリーにおいてAI、画像認識に関する専門技術者の人材採用費に8,000千円（2021年11月期に3,000千円、2022年11月期に5,000千円）、人件費に48,000千円（2021年11月期に18,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。また、事業拡大に伴う人件費に50,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。

③設備資金

先進技術ソリューションカテゴリーにおいてAIプロセッサ開発等に使用するサーバの取得費用に50,000千円（2021年11月期に50,000千円）、これに伴い本社サーバールームを拡張するための建物附属設備購入及び保証金に29,500千円（2021年11月期に29,500千円）、大船事業所開設のための建物附属設備購入及び保証金に11,000千円（2020年11月期に11,000千円）、社内経営管理システムの導入資金に22,989千円（2022年11月期に22,989千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「204,050,000」を「209,825,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「204,050,000」を「209,825,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（2,650円～2,800円）の平均価格（2,725円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「79,500,000」を「81,750,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「79,500,000」を「81,750,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,650円～2,800円）の平均価格（2,725円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である武川義浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年7月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき2,252.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2020年9月3日（木）

（注） 割当価格は、2020年7月29日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2021年2月2日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<u>a. 親引け先の概要</u>	<u>ティアンドエス従業員持株会（理事長 前田 泰治）</u> <u>神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号</u>
<u>b. 当社と親引け先との関係</u>	<u>当社の従業員持株会であります。</u>
<u>c. 親引け先の選定理由</u>	<u>従業員の福利厚生のためであります。</u>
<u>d. 親引けしようとする株式の数</u>	<u>未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、20,000株を上限として、2020年7月29日（発行価格等決定日）に決定される予定。）</u>
<u>e. 株券等の保有方針</u>	<u>長期保有の見込みであります。</u>
<u>f. 払込みに要する資金等の状況</u>	<u>当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。</u>
<u>g. 親引け先の実態</u>	<u>当社の従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2020年7月29日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
武川 義浩	横浜市中区	693,000	39.87	693,000	36.32
渡辺 照男	東京都大田区	248,600	14.30	171,600	8.99
日下 理	横浜市中区	187,000	10.76	187,000	9.80
遠藤 玲	横浜市区	122,100	7.03	122,100	6.40
日下 寛之	横浜南区	111,100	6.39	111,100	5.82
ティアンドエス従業員 持株会	横浜西区みなとみらい 三丁目6番3号	38,500	2.22	58,500	3.07
木村 実	横浜市旭区	37,400	2.15	37,400	1.96
福田 悦生	横浜市磯子区	28,600 (28,600)	1.65 (1.65)	28,600 (28,600)	1.50 (1.50)
日下 藍子	横浜市中区	25,300	1.46	25,300	1.33
渡辺 貴美子	東京都大田区	22,000	1.27	22,000	1.15
矢ノ下 美樹	東京都大田区	22,000	1.27	22,000	1.15
渡辺 一樹	茨城県神栖市	22,000	1.27	22,000	1.15
渡辺 奈緒	東京都大田区	22,000	1.27	22,000	1.15
計	二	1,579,600 (28,600)	90.89 (1.65)	1,522,600 (28,600)	79.80 (1.50)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年7月3日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年7月3日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（20,000株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第6【提出会社の株式事務の概要】

<欄内の記載の訂正>

「定時株主総会」の欄：

「事業年度末日の翌日から3ヵ月以内」を「事業年度末日の翌日から3か月以内」に訂正

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

<欄内の記載の訂正>

「渡辺 一樹（注）2.」の「住所」の欄：「東京都大田区」を「茨城県神栖市」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年7月



ティアンドエス株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式382,925千円（見込額）の募集及び株式204,050千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式79,500千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年7月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ティアンドエス株式会社

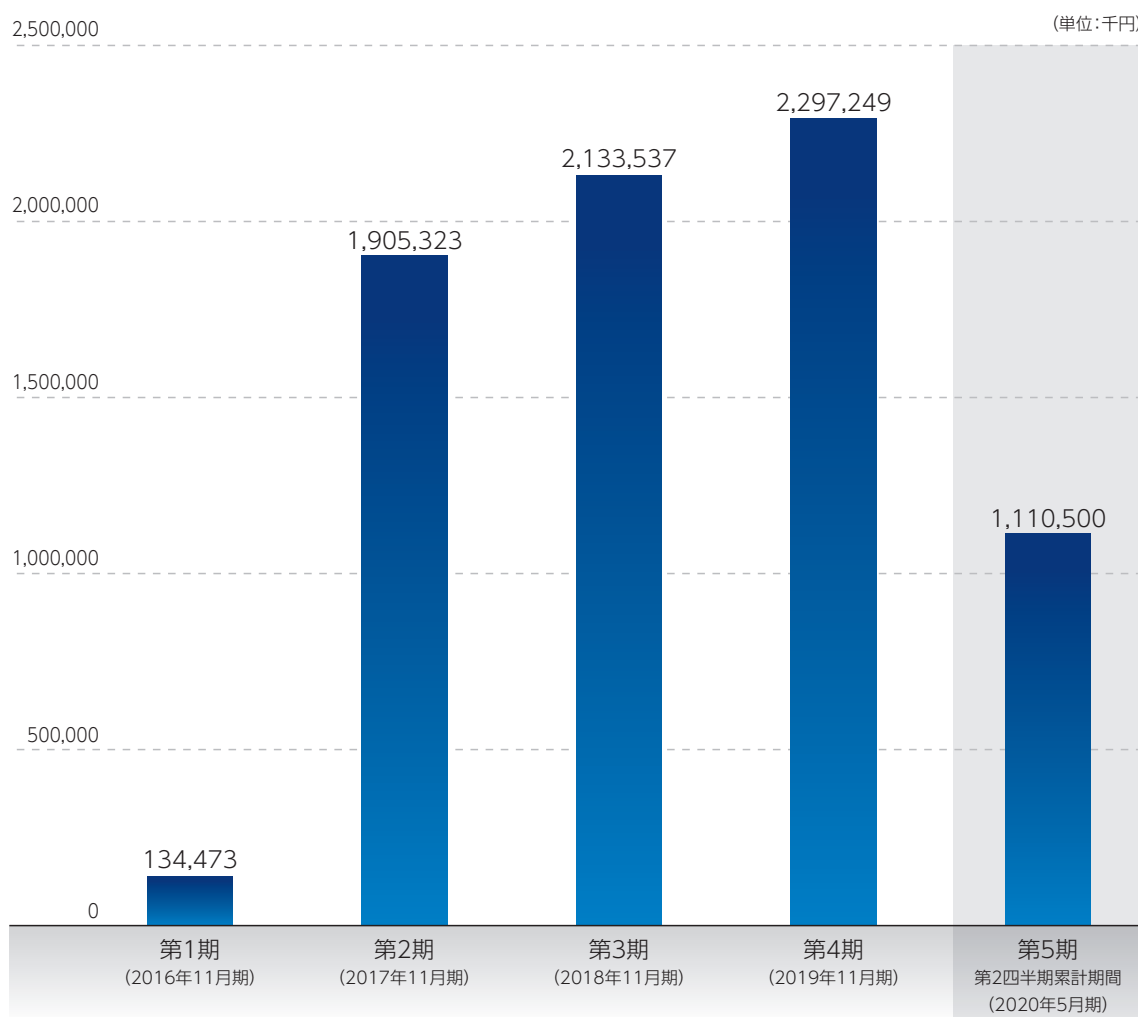
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、高度なソフトウェア開発力をもって、急成長が見込まれるAI(画像処理、画像認識、機械学習)、ロボット、自動運転、メモリ高速化等の分野にターゲットを置き、あらゆる産業領域の大手企業顧客向けに、システム開発及び運用保守(インフラ構築含む)を中心としたサービスを展開しております。

■ 売上高推移



(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

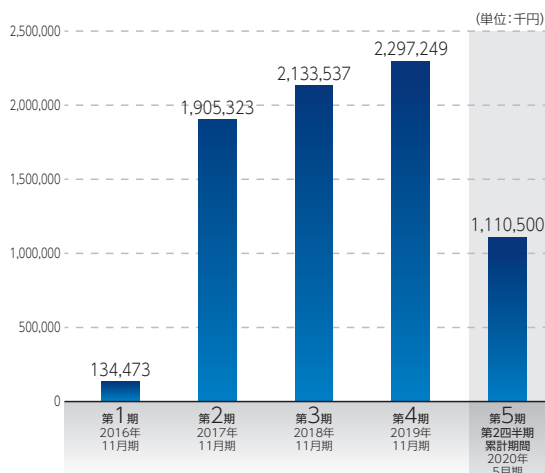
(単位:千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第2四半期
決 算 年 月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年5月
売上高	134,473	1,905,323	2,133,537	2,297,249	1,110,500
経常利益又は経常損失(△)	△99,487	148,321	202,444	269,850	167,694
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△69,729	109,951	146,470	184,007	112,890
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—
資本金	64,000	64,000	74,120	74,120	74,120
発行済株式総数 (株)	1,280	1,280	1,437	1,437	1,580,700
純資産額	4,584	114,535	271,126	455,133	568,133
総資産額	492,779	493,094	631,313	817,008	848,541
1株当たり純資産額 (円)	3,581.32	89,481.06	171.52	287.93	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△54,475.88	85,899.74	94.81	116.41	71.42
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.9	23.2	42.9	55.7	66.9
自己資本利益率 (%)	—	184.6	76.0	50.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	150,248	168,033	81,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△12,601	△1,056	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△76,276	△44,438	108
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	200,638	323,177	405,226
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	184 (—)	223 (—)	232 (—)	248 (—)	— (—)

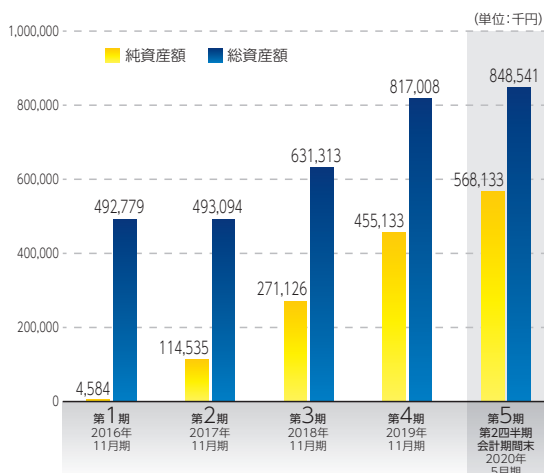
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
5. 第2期、第3期、第4期及び第5期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期及び第2期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 第1期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 当社は2016年11月1日に設立されたため、第1期の会計期間は1ヵ月間となっております。
10. 第3期より双葉監査法人による監査を受けておりますが、当該期の期首時点において過去の誤謬(賞与引当金の計上不足、棚卸資産評価損の計上不足等)が判明し、会社法上遡及修正が可能である設立第1期に修正を反映させた結果、69,729千円の当期純損失となっております。
11. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、双葉監査法人の監査を受けております。また、第5期第2四半期の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、双葉監査法人により四半期レビューを受けております。
なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく双葉監査法人の監査を受けておりません。
12. 第5期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第5期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第5期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は、2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
14. 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引渡拒当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点に「い」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第1期、第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、双葉監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第2四半期
決 算 年 月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2020年5月
1株当たり純資産額 (円)	3.26	81.35	171.52	287.93	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△49.52	78.09	94.81	116.41	71.42
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

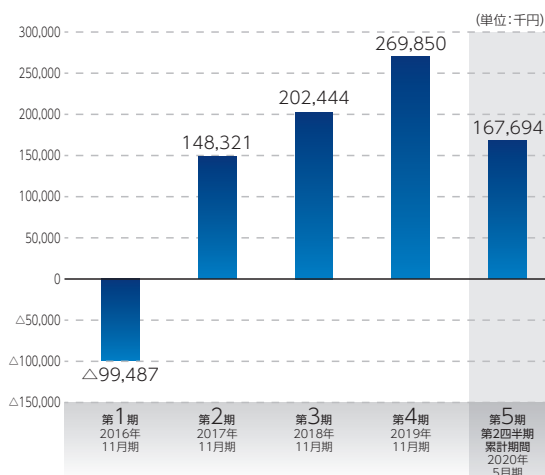
売上高



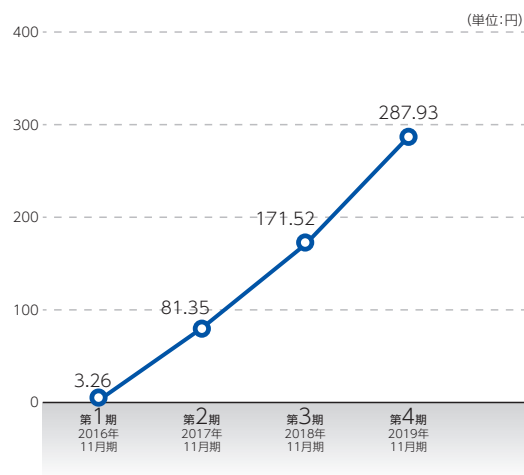
純資産額／総資産額



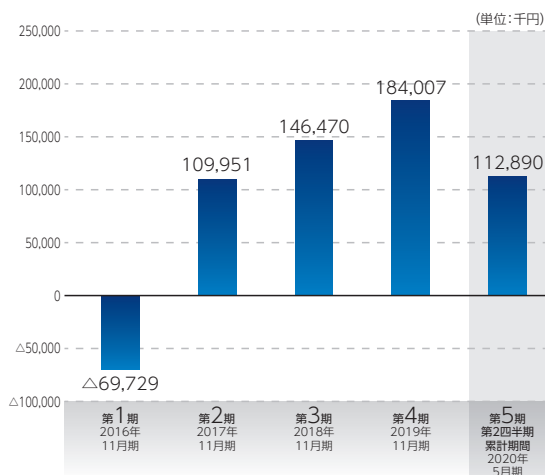
経常利益又は経常損失(△)



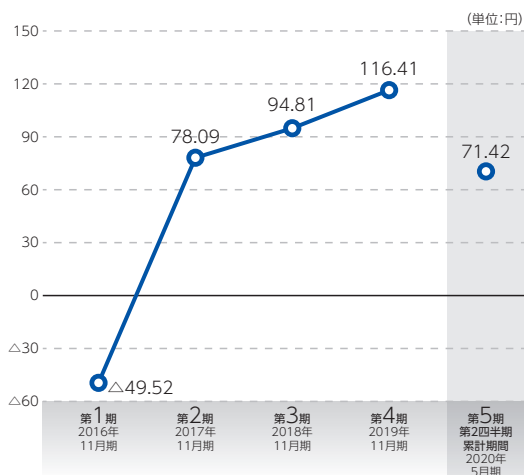
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



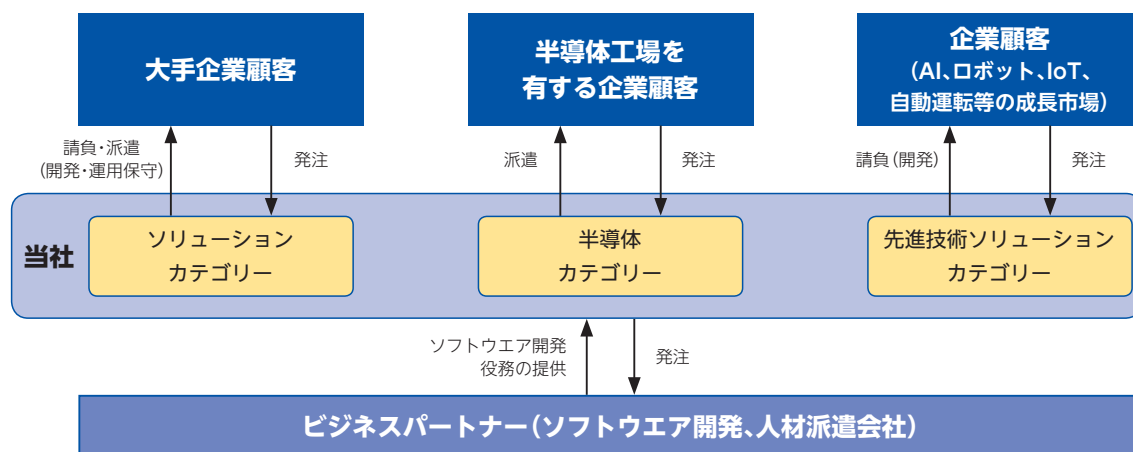
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当社は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を「相対的に安定したベースロード的な利益体質の事業基盤：ソリューションカテゴリー」と「半導体工場内システムの運用・保守を支援する安定分野：半導体カテゴリー」及び「高度なソフトウェア技術により新市場を創出する成長分野：先進技術ソリューションカテゴリー」の3つのカテゴリーによる構造としております。

【事業系統図】



① ソリューションカテゴリー

ソリューションカテゴリーは、大手企業顧客向けの請負 (開発・運用保守) を中心としたサービスを展開しております。現在は、キオクシアグループ、東芝グループ、日立グループ等の大手企業グループを対象にサービス展開しており、その経験と実績をもとに他の大手企業や中堅企業への事業開拓を行っております。

本カテゴリーでは、産業領域に特化せず製造業、サービス業など様々な業種のユーザ企業をターゲットとしてサービスを展開しており、請負 (開発・運用保守) 及び派遣の形態で提供しております。その割合は、売上比で「請負 (開発・運用保守) : 派遣 = 3 : 1」であり、請負 (開発・運用保守) が主な事業モデルとなっておりますが、お客様の要望にお応えして、どの形態でも対応できる社内体制と人材を用意するよう努めております。

本カテゴリーの特徴としては、発注元を特定の業界に依存しないこと及び大手企業を取引先の軸としていることです。開発だけではなく、コンサルティングから、要件定義 (注1)、テスト、検証まで全てのバリューチェーンに対応する人材を用意するよう努めております。さらに、システム開発後の運用や保守の作業に従事できる社内体制を整備するよう努めておりますので、お客様から見て、ワンストップでの対応が優位性となっているものと認識しております。請負開発だけではスポット取引 (単発発注) になり易いため、検証・運用・保守まで広く対応することで、継続的な受注に繋がるものと考えております。さらに、大手企業を軸にしているため、その子会社との取引にも繋がり、これらの実績と経験が、結果的に大手企業グループ以外のお客様にとって安心感となり、受注の継続と他の企業からの新規受注にも繋がっていると認識しております。

このように、ソリューションカテゴリーは、大手企業とその関連会社を中心とした顧客戦略に基づ

き、事業領域を特定せず、コンサルティング、要件定義、設計、開発、テスト、検証までの全てのバリューチェーンを網羅し、お客様の要求する技術及び人材提供モデルに柔軟に対応しているため、安定的なサービスカテゴリーとして位置付けております。



② 半導体カテゴリー

半導体カテゴリーが提供するサービスは、半導体工場内のシステム運用やシステム保守であります。当社の前身である旧株式会社テックジャパンは、20年以上前から工場を建設する顧客との関係強化に努めてきており、安定的に人員を提供できる体制を整えております。半導体工場における当社の役割は、工場内システムの保守及び運用サービスや、ITヘルプデスク等半導体工場のITインフラストラクチャー運用支援を担当することであり、キオクシアグループ及び東芝グループ各社より受嘱しております。本事業の特徴は、工場に常駐する形態で工場システムの運用や保守業務に従事することであり、工場が存続する限り安定的に事業が継続できることと考えております。

1. 工場内システム運用サービスは、お客様の日々の工場運用業務をシステム上のトラブルなくスムーズに稼働させるために、正常にシステム稼働を維持させる業務です。中でもシステム監視業務は工場内セキュリティ対策において重要性が高く、システム稼働状況の監視、データのバックアップ管理、



不正アクセス管理・ウィルスチェック、工場内従業員のためのヘルプデスク業務などが含まれます。お客様が滞りなく安心して工場システムを利用するためには、日々継続的にシステムをチェックする当社の役目は極めて重要であると認識しております。

2. 工場内システム保守サービスは、当社の技術者がお客様の工場内で稼働する生産システムや社内インフラシステム等の改良・改修や調整・修理を行う業務であります。工場内で実稼働しているシステムに対して、お客様からの仕様や要望に基づき、当社技術者が実際にプログラム上の変更や追加を加えることで、お客様の要望にお応えいたします。特に、不具合の修正やデータベースのチューニング(注2)作業等のように、不定型な不具合を運用段階から引き取り、根本解決にまで持っていくには高度なプログラミングスキルが必要であり、当社がソリューションカテゴリーで培った全領域網羅型のサービス体制が生きる分野であります。

上記2つのサービスは、工場が稼働するためには極めて重要な業務であると認識しております。したがって、工場が稼働し存続する限り安定的に継続することを期待しております。今後も工場建設が継続的に行われることにより、工場の増加に伴って当社が供給する技術者数も増加し、継続的に売上が向上することを見込んでおります。

③ 先進技術ソリューションカテゴリー

先進技術ソリューションカテゴリーでは、ネットワーク・画像認識・ハードウェア制御・メモリ高速化等最新の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高機能化及び品質向上を実現するサービスを提供しております。現在はAIテクノロジー業務として論文調査、論文アルゴリズムの実装・評価、アノテーション(注3)サービス、メモリ高速化業務としてアルゴリズムレベルの最適化、ハードウェアレベルの最適化、さらには画像認識ソフトウェア開発などを行っておりますが、その事業規模は、2019年11月期実績で売上高の4.8%と他カテゴリーと比較すると小さい状況であります。そのため、更なる事業規模の拡大を目指して、今後市場拡大が見込まれ、かつ高度なソフトウェア開発能力が必要とされる領域をターゲットに新規開拓を行っております。前述したソリューションカテゴリーが当社事業の安定的な基盤の位置付けで



あるのに対し、先進技術ソリューションカテゴリーは、高度なソフトウェア開発力を武器に、急成長が見込まれる産業領域（AI（人工知能：Artificial Intelligence）、画像処理・認識・機械学習、ロボット、自動運転、メモリ高速化等）にターゲットを置くもので、当社事業の急成長を狙うサービスカテゴリーであります。

本カテゴリーのサービス形態は請負開発であり、先のソリューションカテゴリーと異なる点は機械学習や画像処理・認識、統計処理等、ソフトウェア専門家による高度ソフトウェア技術が必要であることです。この分野は、お客様にとって容易に開発できる分野ではないため、当社の技術力がお客様の課題を解決する付加価値になると期待しております。このため、当社では博士号又はそれに準ずる知識を有するソフトウェア技術者を積極的に採用しております。

さらに、従来のコンピュータアーキテクチャ（注4）上のソフトウェア技術では、他社との差異化は困難であることから、当社は、スピントロニクス技術（注5）（STT-MRAM等）搭載のAIプロセッサ（注6）の基本技術を所有する国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの間で、共同研究を行っております。

当該共同研究の目的は、次世代メモリの信頼性確保に向けた研究開発、及び次世代半導体メモリのAIプロセッサ用アプリケーションソフトウェアの研究開発であります。研究成果として期待されるスピントロニクス技術（STT-MRAM等）を搭載した新たなコンピュータアーキテクチャ上でのソフトウェア技術（Firmware：FWやMiddleware：MW（注7）、アプリケーション）は、当社としての次世代AIプロセッサ用ソフトウェア技術となり得ると考えております。当社は、この技術をもって、お客様からソフトウェア開発業務を受託してまいります。

用語解説

注	用語	用語の定義
注1	要件定義	要件定義とは、システムやソフトウェアの開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にしていく作業のことをいう。
注2	チューニング	コンピュータシステムやソフトウェアプログラムなどの設定や構成を調整し、性能を最大限引き出す調整作業のことをいう。
注3	アノテーション	あるデータに対して関連する情報を注釈、注記として付与すること。本文の内容について言及する（本文そのものとは別形式の）補足的な情報のことをいう。
注4	コンピュータアーキテクチャ	コンピュータシステムの設計方法、設計思想、構築されたシステムの構造などのことを意味する。入出力インタフェースを含むコンピュータシステムのハードウェア全体（周辺機器自体は含まない）の、プログラマから見たインタフェースの定義であり、具体的には使用できるレジスタの構成、命令セット、入出力（チャンネルコントロールワード）などの構成である。
注5	スピントロニクス技術	固体中の電子が持つ電荷とスピンの両方を工学的に利用、応用する技術のこと。スピンとエレクトロニクス（電子工学）から生まれた造語である。HDD（ハードディスクドライブ）の大容量化や省電力化はもちろん、不揮発性（電源を常に入れておかなくてもデータを保持できる）メモリなどにも貢献できる、応用範囲の広さが特長の一つである。
注6	プロセッサ	コンピュータ本体のデータ処理装置のこと。ここでは演算装置と制御装置のことを指す。この本体は、中央処理装置（CPU）とも呼ばれている。また、AI向けに最適化されたプロセッサのことをAIプロセッサという。
注7	Firmware：FW／ Middleware：MW	ファームウェア「Firmware（FW）」とは、コンピュータなどに内蔵されるソフトウェアの一種で、本体内部の回路や装置などの基本的な制御を司る機能を持ったものをいう。 ミドルウェア「Middleware（MW）」とは、ソフトウェアの種類の一つで、オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するものをいう。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	25
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	54
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	55

第5	経理の状況	65
1.	財務諸表等	66
(1)	財務諸表	66
(2)	主な資産及び負債の内容	108
(3)	その他	110
第6	提出会社の株式事務の概要	111
第7	提出会社の参考情報	112
1.	提出会社の親会社等の情報	112
2.	その他の参考情報	112
第四部	株式公開情報	113
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	113
第2	第三者割当等の概況	114
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	114
2.	取得者の概況	118
3.	取得者の株式等の移動状況	124
第3	株主の状況	125
	〔監査報告書〕	128

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年7月3日	
【会社名】	ティアンドエス株式会社	
【英訳名】	T&S inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 武川 義浩	
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号	
【電話番号】	(045) 226-1040 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員業務本部長 木下 洋	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号	
【電話番号】	(045) 226-1040 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員業務本部長 木下 洋	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	382,925,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	204,050,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	79,500,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	170,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2020年7月3日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年7月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、ティアンドエス従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、2020年7月3日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2020年7月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年7月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	170,000	382,925,000	207,230,000
計（総発行株式）	170,000	382,925,000	207,230,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年7月3日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,650円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は450,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年 7月30日(木) 至 2020年 8月 4日(火)	未定 (注) 4.	2020年 8月 6日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年 7月17日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年 7月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年 7月17日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年 7月29日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年 7月 3日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年 7月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年 8月 7日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年 7月20日から2020年 7月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 横浜西口支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年8月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	170,000	—

- (注) 1. 2020年7月17日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年7月29日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
414,460,000	8,000,000	406,460,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,650円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額406,460千円及び「1 新規発行株式」の(注)5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限72,840千円を合わせた手取概算額合計上限479,300千円については、今後の事業拡大に向けた人材及び設備並びに当社としての次世代AIプロセッサ用ソフトウェア技術の獲得のため、①研究開発費に248,640千円、②人材採用費及び人件費として131,000千円、③設備資金として99,660千円を充当する予定であります。

①研究開発費

国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの共同研究（詳細は、第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 研究開発活動の項をご参照下さい。）における研究開発費として118,640千円（2020年11月期に25,000千円、2021年11月期に25,000千円、2022年11月期に25,000千円、2023年11月期に25,000千円、2024年11月期に18,640千円）、また、共同研究の成果を踏まえたソフトウェア開発に使用するReference Board（注1）の開発に係る研究開発費として130,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に110,000千円）を充当する予定です。

②人材採用費及び人件費

大船事業所開設に伴う人件費に25,000千円（2021年11月期に12,500千円、2022年11月期に12,500千円）、先進技術ソリューションカテゴリにおいてAI、画像認識に関する専門技術者の人材採用費に8,000千円（2021年11月期に3,000千円、2022年11月期に5,000千円）、人件費に48,000千円（2021年11月期に18,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。また、事業拡大に伴う人件費に50,000千円（2021年11月期に20,000千円、2022年11月期に30,000千円）を充当する予定です。

③設備資金

先進技術ソリューションカテゴリにおいてAIプロセッサ開発等に使用するサーバの取得費用に50,000千円（2021年11月期に50,000千円）、これに伴い本社サーバールームを拡張するための建物附属設備購入及び保証金に29,500千円（2021年11月期に29,500千円）、大船事業所開設のための建物附属設備購入及び保証金に11,000千円（2020年11月期に11,000千円）、社内経営管理システムの導入資金に9,160千円（2022年11月期に9,160千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

用語解説

本項「(2) 手取金の使途」等において使用しております用語の定義について以下に記します。

注	用語	用語の定義
注1	Reference Board	Reference Board（評価ボード）とは、ICチップなどの製品を試用して評価を行うために作成・提供される、動作に必要な周辺チップや回路、端子などを搭載した半導体基板のことをいう。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年7月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	77,000	204,050,000	東京都大田区 渡辺 照男 77,000株
計(総売出株式)	—	77,000	204,050,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,650円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売価格 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 7月30日(木) 至 2020年 8月4日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目5番8号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受額は、本募集における引受額と同一となります。

3. 引受人の引受額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（2020年7月29日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	79,500,000	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	79,500,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年7月3日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,650円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 7月30日(木) 至 2020年 8月4日(火)	100	未定 (注) 1.	いちよし証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2020年7月29日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である武川義浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年7月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2020年9月3日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2020年7月17日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年7月29日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年8月7日から2020年8月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり売出人である渡辺照男並びに当社株主であり貸株人かつ当社役員である武川義浩並びに当社株主であり当社役員である遠藤玲及び長谷川智彦並びに当社株主である日下理、日下寛之、木村実、日下藍子、渡辺貴美子、矢ノ下美樹、渡辺一樹及び渡辺奈緒は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年11月4日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の新株予約権保有者であり当社役員である福田悦生及び木下洋は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年7月3日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月
売上高 (千円)	134,473	1,905,323	2,133,537	2,297,249
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△99,487	148,321	202,444	269,850
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△69,729	109,951	146,470	184,007
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	64,000	64,000	74,120	74,120
発行済株式総数 (株)	1,280	1,280	1,437	1,437
純資産額 (千円)	4,584	114,535	271,126	455,133
総資産額 (千円)	492,779	493,094	631,313	817,008
1株当たり純資産額 (円)	3,581.32	89,481.06	171.52	287.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△54,475.88	85,899.74	94.81	116.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.9	23.2	42.9	55.7
自己資本利益率 (%)	—	184.6	76.0	50.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	150,248	168,033
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△12,601	△1,056
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△76,276	△44,438
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	200,638	323,177
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	184 (—)	223 (—)	232 (—)	248 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

5. 第2期、第3期、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第1期及び第2期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 第1期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

9. 当社は2016年11月1日に設立されたため、第1期の会計期間は1ヵ月間となっております。

10. 第3期より双葉監査法人による監査を受けておりますが、当該期の期首時点において過去の誤謬（賞与引当金の計上不足、棚卸資産評価損の計上不足等）が判明し、会社法上遡及修正が可能である設立第1期に修正を反映させた結果、69,729千円の当期純損失となっております。
11. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、双葉監査法人の監査を受けております。
- なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく双葉監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、双葉監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2016年11月	2017年11月	2018年11月	2019年11月
1株当たり純資産額 (円)	3.26	81.35	171.52	287.93
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△49.52	78.09	94.81	116.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(参考情報)

当社は2016年11月1日に株式会社テックジャパンと株式会社シナノシステムエンジニアリングが合併して設立しており、両社の事業を承継しております。このため参考情報として、株式会社テックジャパンと株式会社シナノシステムエンジニアリングの主要な経営指標等の推移について記載しております。

株式会社テックジャパン

回次	第21期
決算年月	2016年10月
売上高 (千円)	1,248,906
経常利益 (千円)	16,028
当期純損失(△) (千円)	△1,260
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	32,000
発行済株式総数 (株)	2,240
純資産額 (千円)	16,863
総資産額 (千円)	320,895
1株当たり純資産額 (円)	7,528.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△570.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	5.3
自己資本利益率 (%)	—
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	112 (—)

- (注) 1. 同社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、同社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第21期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株式会社テックジャパンはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第21期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく双葉監査法人の監査を受けておりません。

回次	第32期
決算年月	2016年10月
売上高 (千円)	524,094
経常利益 (千円)	3,545
当期純利益 (千円)	1,600
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	32,000
発行済株式総数 (株)	640
純資産額 (千円)	57,450
総資産額 (千円)	250,067
1株当たり純資産額 (円)	89,765.73
1株当たり配当額 (円)	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	2,629.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	23.0
自己資本利益率 (%)	2.9
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—
従業員数 (人)	71
(外、平均臨時雇用者数)	(—)

- (注) 1. 同社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、同社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 株式会社シナノシステムエンジニアリングはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
6. 第32期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく双葉監査法人の監査を受けておりません。
7. 第32期は、2016年3月から2016年10月までの8ヵ月間であります。

2 【沿革】

株式会社テックジャパン

1996年 8 月	ソフトウェア開発請負を目的として、神奈川県横浜市西区に設立
1998年 4 月	有限会社ソフトウェアワールド（当時子会社）を設立（1999年 8 月 株式会社に組織変更、現社名 株式会社シャंक）
2002年 3 月	事業拡張のため大阪事業所を開設
2006年11月	Pマーク（プライバシーマーク）の認証を取得
2010年 4 月	IBM社のNotesからMicrosoft社のSharePointへの移行（脱Notes）に関する大規模プロジェクトを受注
2011年 3 月	メディック・クエスト株式会社の株式の一部を取得し関連会社化
2014年 1 月	株式会社ソフトウェアワールド（子会社）を売却
2015年 8 月	株式会社シナノシステムエンジニアリングとの共同出資により株式会社ベИАット（当時関連会社）を設立
2016年 5 月	株式会社ミクスウェイ（当時関連会社）を設立

株式会社シナノシステムエンジニアリング

1985年 3 月	ソフトウェア開発請負を目的として、神奈川県横浜市港北区に設立
1993年 6 月	本社を神奈川県横浜市西区へ移転
1998年 9 月	本社を神奈川県横浜市神奈川区へ移転
2009年 3 月	ISO27001を取得
2012年 7 月	横浜市推進の「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における「腹腔鏡下手術の術前支援機器の開発（手術シミュレータ開発）」プロジェクトに参画
2015年 8 月	株式会社テックジャパンとの共同出資により株式会社ベИАット（当時関連会社）を設立

ティアンドエス株式会社

2016年11月	神奈川県横浜市西区を本社、神奈川県横浜市神奈川区を横浜開発センターとして、株式会社テックジャパン、株式会社シナノシステムエンジニアリングの新設合併によりティアンドエス株式会社を設立
2017年 2 月	メディック・クエスト株式会社（関連会社）の保有株式の全てを譲渡
2017年 4 月	株式会社ミクスウェイ（関連会社）の保有株式の一部を売却
2017年 5 月	株式会社ベИАット（関連会社）を清算
2017年11月	業務効率化を目的とし横浜開発センターを本社へ統合
2018年 3 月	ISO27001をティアンドエス株式会社本社にて取得
2018年 6 月	三重県四日市市に四日市事業所を開設
2019年 7 月	岩手県北上市に北上事業所を開設
2019年 7 月	東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの共同研究契約締結

3【事業の内容】

当社は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を「相対的に安定したベースロード的な利益体質の事業基盤：ソリューションカテゴリー」と「半導体工場内システムの運用・保守を支援する安定分野：半導体カテゴリー」及び「高度なソフトウェア技術により新市場を創出する成長分野：先進技術ソリューションカテゴリー」の3つのカテゴリーによる構造としております。

各カテゴリーの内容は次のとおりです。

(1) ソリューションカテゴリー

ソリューションカテゴリーは、大手企業顧客向けの請負（開発・運用保守）を中心としたサービスを展開しております。現在は、キオクシアグループ、東芝グループ、日立グループ等の大手企業グループを対象にサービス展開しており、その経験と実績をもとに他の大手企業や中堅企業への事業開拓を行っております。

本カテゴリーでは、産業領域に特化せず製造業、サービス業など様々な業種のユーザ企業をターゲットとしてサービスを展開しており、請負（開発・運用保守）及び派遣の形態で提供しております。その割合は、売上比で「請負（開発・運用保守）：派遣＝3：1」であり、請負（開発・運用保守）が主な事業モデルとなっておりますが、お客様の要望にお応えして、どの形態でも対応できる社内体制と人材を用意するよう努めております。

本カテゴリーの特徴としては、発注元を特定の業界に依存しないこと及び大手企業を取引先の軸としていることです。開発だけではなく、コンサルティングから、要件定義（注1）、テスト、検証まで全てのバリューチェーンに対応する人材を用意するよう努めております。さらに、システム開発後の運用や保守の作業に従事できる社内体制を整備するよう努めておりますので、お客様から見て、ワンストップでの対応が優位性となっているものと認識しております。請負開発だけではスポット取引（単発発注）になり易いため、検証・運用・保守まで広く対応することで、継続的な受注に繋がるものと考えております。さらに、大手企業を軸にしているため、その子会社との取引にも繋がり、これらの実績と経験が、結果的に大手企業グループ以外のお客様にとって安心感となり、受注の継続と他の企業からの新規受注にも繋がっていると認識しております。

このように、ソリューションカテゴリーは、大手企業とその関連会社を中心とした顧客戦略に基づき、事業領域を特定せず、コンサルティング、要件定義、設計、開発、テスト、検証までの全てのバリューチェーンを網羅し、お客様の要求する技術及び人材提供モデルに柔軟に対応しているため、安定的なサービスカテゴリーとして位置付けております。

(2) 半導体カテゴリー

半導体カテゴリーが提供するサービスは、半導体工場内のシステム運用やシステム保守であります。当社の前身である旧株式会社テックジャパンは、20年以上前から工場を建設する顧客との関係強化に努めてきており、安定的に人員を提供できる体制を整えております。半導体工場における当社の役割は、工場内システムの保守及び運用サービスや、ITヘルプデスク等半導体工場のITインフラストラクチャー運用支援を担当することであり、キオクシアグループ及び東芝グループ各社より受嘱しております。本事業の特徴は、工場に常駐する形態で工場システムの運用や保守業務に従事することであり、工場が存続する限り安定的に事業が継続できることと考えております。

① 工場内システム運用サービスは、お客様の日々の工場運用業務をシステム上のトラブルなくスムーズに稼働させるために、正常にシステム稼働を維持させる業務です。中でもシステム監視業務は工場内セキュリティ対策において重要性が高く、システム稼働状況の監視、データのバックアップ管理、不正アクセス管理・ウィルスチェック、工場内従業員のためのヘルプデスク業務などが含まれます。お客様が滞りなく安心して工場システムを利用するためには、日々継続的にシステムをチェックする当社の役目は極めて重要であると認識しております。

② 工場内システム保守サービスは、当社の技術者がお客様の工場内で稼働する生産システムや社内インフラシステム等の改良・改修や調整・修理を行う業務であります。工場内で実稼働しているシステムに対して、お客様からの仕様や要望に基づき、当社技術者が実際にプログラム上の変更や追加を加えることで、お客様の要望にお応えいたします。特に、不具合の修正やデータベースのチューニング（注2）作業等のように、不定型な不具合を運用段階から引き取り、根本解決にまで持つていくには高度なプログラミングスキルが必要であり、当社がソリューションカテゴリーで培った全領域網羅型のサービス体制が生きる分野であります。

上記2つのサービスは、工場が稼働するためには極めて重要な業務であると認識しております。したがって、工場が稼働し存続する限り安定的に継続することを期待しております。今後も工場建設が継続的に行われることにより、工場の増加に伴い当社が供給する技術者数も増加し、継続的に売上が向上することを見込んでおります(*1)。

(3) 先進技術ソリューションカテゴリー

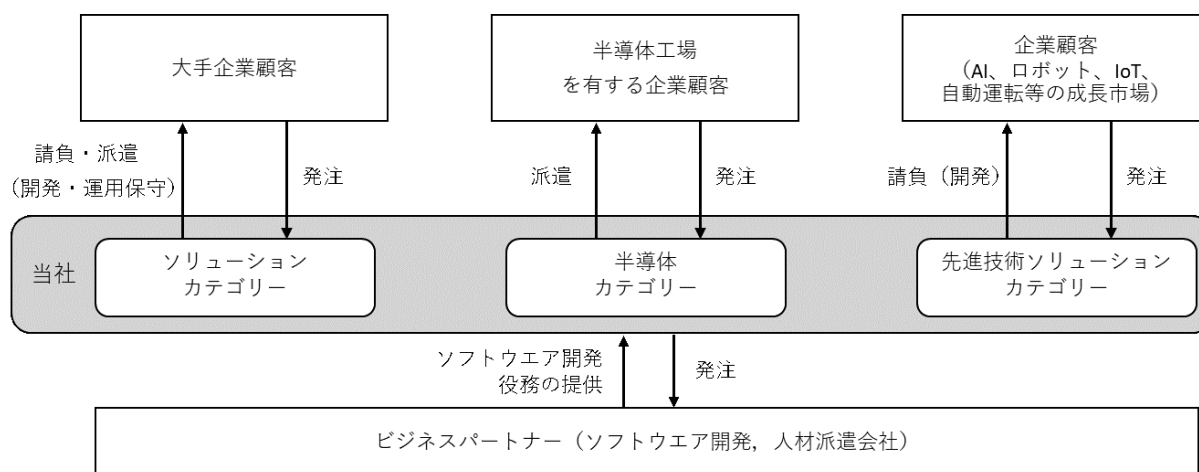
先進技術ソリューションカテゴリーでは、ネットワーク・画像認識・ハードウェア制御・メモリ高速化等最新の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高機能化及び品質向上を実現するサービスを提供しております。現在はAIテクノロジー業務として論文調査、論文アルゴリズムの実装・評価、アノテーション（注3）サービス、メモリ高速化業務としてアルゴリズムレベルの最適化、ハードウェアレベルの最適化、さらには画像認識ソフトウェア開発な

どを行っておりますが、その事業規模は、2019年11月期実績で売上高の4.8%と他カテゴリーと比較すると小さい状況であります。そのため、さらなる事業規模の拡大を目指して、今後市場拡大が見込まれ、かつ高度なソフトウェア開発能力が必要とされる領域をターゲットに新規開拓を行っております。前述したソリューションカテゴリーが当社事業の安定的な基盤の位置付けであるのに対し、先進技術ソリューションカテゴリーは、高度なソフトウェア開発力を武器に、急成長が見込まれる産業領域（AI（人工知能：Artificial Intelligence）、画像処理・認識・機械学習、ロボット、自動運転、メモリ高速化等）にターゲットを置くもので、当社事業の急成長を狙うサービスカテゴリーであります。

本カテゴリーのサービス形態は請負開発であり、先のソリューションカテゴリーと異なる点は機械学習や画像処理・認識、統計処理等、ソフトウェア専門家による高度ソフトウェア技術が必要であることです。この分野は、お客様にとって容易に開発できる分野ではないため、当社の技術力がお客様の課題を解決する付加価値になると期待しております。このため、当社では博士号又はそれに準ずる知識を有するソフトウェア技術者を積極的に採用しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



用語解説

本項「3 事業の内容」等において使用しております用語の定義について以下に記します。

注	用語	用語の定義
注1	要件定義	要件定義とは、システムやソフトウェアの開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にしていく作業のことをいう。
注2	チューニング	コンピュータシステムやソフトウェアプログラムなどの設定や構成を調整し、性能を最大限引き出す調整作業のことをいう。
注3	アノテーション	あるデータに対して関連する情報を注釈、注記として付与すること。本文の内容について言及する（本文そのものとは別形式の）補足的な情報のことをいう。

*1 EE Times Japan（2020年6月16日 <https://eetimes.jp/ee/articles/2006/16/news030.html>）によれば、国際工業会SEMI（<http://www1.semi.org/>）が、「半導体前工程ファブ装置への投資額について、四半期ごとの投資額は2020年第2四半期（4～6月）が「底」となる。その後は投資額も上昇し、2021年は2020年に比べて24%増加し、過去最高の677億米ドルに達する見通しとなった（2020年6月9日）」と、明らかにしたことを報じております。特にNAND Flashメモリに関しては、「3D NAND Flashメモリへの投資は、2020年に前年比30%増加し、2021年も同17%の伸びを見込む。」とされていることから、装置への投資が増加することによって、その装置を設置する工場建設も増加すると見込んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
264	36.8	5.3	4,613,121

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	264
合計	264

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の従業員の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

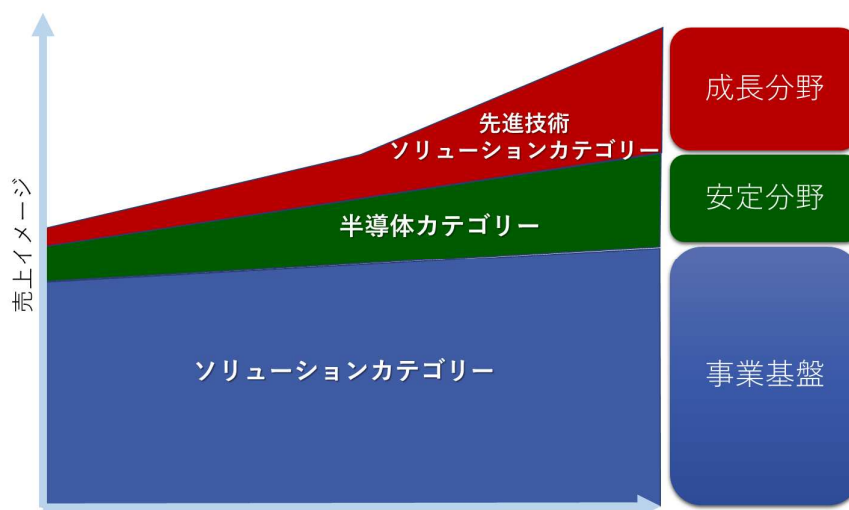
文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「あらゆる産業において、ソフトウェア技術が生み出す新たな付加価値を通じて、お客様に安心と満足そして豊かさを提供すると共に、社員を大切に、株主様に貢献する」ことを企業理念としております。この企業理念を基本とし、高度なソフトウェア技術力によりお客様の課題を解決し、お客様の製品や商品・インフラ開発を支援しております。また、社員全員が当社を愛し、自ら成長し続ける会社環境を提供し、社員一人ひとりが希望とやりがいを持てる会社を実現します。そして、地域社会と共に発展できる地域のコア企業としての役割を目指します。

(2) 経営戦略等

当社は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を「相対的に安定したベースロード的な利益体質の事業基盤：ソリューションカテゴリ」と「半導体工場内システムの運用・保守を支援する安定分野：半導体カテゴリ」及び「高度なソフトウェア技術により新市場を創出する成長分野：先進技術ソリューションカテゴリ」の3つのカテゴリによる構造としております。現在の事業環境下における、各カテゴリの事業展開方針及び成長戦略は次のとおりです。



①ソリューションカテゴリ

本カテゴリにおけるサービスは、産業領域を特化せずあらゆる産業分野をターゲットとして展開するものであります。システム開発において、システムの要件定義から、設計、コーディング（注1）、テスト・検証及びシステム運用・保守までのIT開発全般にわたるバリューチェーンに対応した開発チームを用意する戦略を立てております。さらに、お客様のご要望に応じて、請負（開発・運用保守）及び派遣の両形態で技術及び人材を提供できる社内体制を整備しております。

このように、本カテゴリは、大手企業とその関連会社を中心とした顧客戦略に基づき、事業領域を特化せず、開発バリューチェーン全体を網羅し、お客様の要求する技術及び人材提供モデルに柔軟に対応することを経営戦略としております。

②半導体カテゴリ

日本における半導体産業は1980年代から1990年代に比べ縮小しているものの、NAND Flashメモリ（注2）においては、世界トップレベルの製造量を維持していると判断しております（*1）。特にNAND Flashメモリ工場は、年に1工場の割合で増加しており、今後も継続的に建設されると予想しております。当社は、半導体工場を有する顧客との強固な関係を維持し、安定的に人員を提供する体制を整えられるよう努めております。

このように、本カテゴリは、NAND Flashメモリ工場の今後の計画的な増加に対応することを経営戦略としております。

③先進技術ソリューションカテゴリー

本カテゴリーは、ネットワーク・画像認識・ハードウェア制御・メモリ高速化等最新の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高機能化及び品質向上を実現するサービスを提供しております。現在はAIテクノロジー業務として論文調査、論文アルゴリズムの実装・評価、アノテーションサービス、メモリ高速化業務としてアルゴリズムレベルの最適化、ハードウェアレベルの最適化、画像認識ソフトウェア開発などを業務の中心としており、この分野での業容拡大を目指してまいります。これに加え、現在は収益化はしていませんが、当社としての次世代AIプロセッサ（注3）用ソフトウェア技術を獲得し、他社との差別化を進めるために、以下の戦略に基づき展開してまいります。

従来のコンピュータアーキテクチャ（注4）上のソフトウェア技術では、他社との差別化は困難であります。このため、当社は、スピントロニクス技術（注5）（STT-MRAM等）搭載のAIプロセッサの基本技術を所有する国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター（センター長 遠藤哲郎教授。以下、CIES）との間で、共同研究を行っております（詳細は、「5. 研究開発活動の状況」をご参照ください。）。

当該共同研究の目的は、次世代メモリの信頼性確保に向けた研究開発、及び次世代半導体メモリのAIプロセッサ用アプリケーションソフトウェアの研究開発であります。研究成果として期待されるスピントロニクス技術（STT-MRAM等）を搭載した新たなコンピュータアーキテクチャ上のソフトウェア技術（Firmware：FWやMiddleware：MW（注6）、アプリケーション）は、当社としての次世代AIプロセッサ用ソフトウェア技術となり得ると考えております。当社は、この技術をもって、お客様からソフトウェア開発業務を受託してまいります。

(3) 経営環境

①ソリューションカテゴリー

近年ソフトウェアは、組込み機器やコンピュータに代表されるハードウェアの進歩と共にその需要は増大してきました。さらに今後は、ITを中心にサービスや価値が再設計される時代に入ると認識しております。このため、AIや自動運転、ロボット等に搭載されるソフトウェアが、ハードウェアを決定する「ソフトウェア中心」の時代になるといわれ、益々ソフトウェアの需要が拡大すると予想しております。

国内ソフトウェア市場は、右肩上がりの成長を持続する反面（*2）、ソフトウェア開発を支えるIT人材の不足が予想されます（*3）。つまり、日本のソフトウェア市場は益々拡大を重ね、当社のようなソフトウェアを専門として事業展開している企業の需要が益々高まっていき、一方で、IT人材をいかに獲得するかがこれらの企業の大きな課題になると考えております。

②半導体カテゴリー

半導体市場は、需給バランスの影響により「半導体サイクル」といわれる好不況の大きな波が存在しますが、全体としてはプラスの成長を維持しております（*4）。国内の半導体市場は2020年で3.7兆円あり（*3）、当社調べによると、製品別半導体全市場のうち、約1/3をメモリデバイス（注7）が占め、DRAM（注8）とNAND Flash メモリがその市場をほぼ二分しております（*5）。特にNAND Flashメモリは、主にスマートフォン等の記憶デバイスとして採用されておりますが、近年のIoTによるデータ量の急激な増大に伴い今後も市場が拡大すると当社独自に予想しております。

NAND Flashメモリを製造しているメーカは、大きく3グループに分けられ、それぞれが市場の約1/3ずつを分け合う構造となっております（*6）。当社の得意先である「キオクシア（旧東芝メモリ）+WD（ウェスタンデジタル）」グループもそのひとつであり、全ての生産をキオクシアグループの国内工場で行っております。

③先進技術ソリューションカテゴリー

当社が今後注力する市場である、AI（人工知能：Artificial Intelligence）、ロボット、自動運転、IoT等の新技術は、今後の企業活動で最も重要な技術と見ており、事業の成長を担う市場としては妥当であると考えております。

これらのソフトウェア開発では、膨大なデータ量を必要とし、高性能なコンピュータが必要とされておりますが、従来のコンピュータ処理能力は、半導体の微細化（配線幅を細くすること）に応じて動作周波数を高めることでプロセッサ（CPU：Central Processing Unit）性能を向上させてきました。その後は1つの集積回路（LSI：Large Scale Integrated Circuit）に集積するプロセッサの数を増やす「マルチコア（注9）化」で性能を高めてきましたが、2015年頃になるとマルチコア化にも限界が見えてきました。このような状況に対応するために、プロセッサを特定の処理向けに最適化する「ドメイン固有アーキテクチャ」という考え方が登場しました。このため、米アマゾン社や米マイクロソフト社、米グーグル社といった情報技術（IT）の巨大企業が、AIやクラウドコンピューティングに特化した専用チップの開発に動きました。しかし、AIの進化に求められるプロセッサの処理能力は、計算に使用するデータ量を指数関数的に増大させたため、専用チップ化の方

法でも消費電力が高くなるといった問題が浮上し、根本的にプロセッサのアーキテクチャ（構造）を考え直さなければならない時代に入ってきたと見ております。このことから、蓄積されたデータを中心とする「データセントリック（注10）」という新たなコンピューティングシステムが提案されております。データセントリックにおいては、データのやり取りがスムーズに行われる新たなコンピューティングシステムと新たな半導体メモリが不可欠であると考えております。

(4) 目標とする経営指標

当社は、事業規模を表す売上高と本業の収益力を表す営業利益率を重視しております。安定した事業運営を行うと共に事業拡大、収益性向上を目指し、企業価値の継続的向上に努めてまいります。

(5) 対処すべき課題

①IT人材の確保

優秀な技術者の確保は、お客様のすべてのニーズをキャッチアップし会社を発展させる上で不可欠です。このため当社は、中途採用に加え継続的な新卒採用活動も強化し、優秀な技術者の確保に努めております。また、パートナー企業からの技術者の受け入れや地方工場へ派遣する場合の採用には、地方の教育機関と連携した就職支援を行っております。今後は大学とのインターンシップによる優秀な人材の確保を実現する予定であります。

②人材の育成

人材の育成に関しては、新卒入社時に数か月に及ぶ社内教育を実施し、その後もOJTを長期にわたり実施することで優秀な技術者の即戦力化を目指しております。

③高度ソフトウェア技術力の確保

今後AIや画像処理の分野において、他社との差異化を行うためには比類まれな能力の技術者がキーであります。当社は、既に博士号を取得している数名の技術者を中心に、その人的チャネルを駆使して人材確保に当たります。

④事業基盤の強化

- a. 半導体NAND Flashメモリ工場：今後もネットワークサーバやスマートフォン需要の増大から国内に半導体メモリ工場が建設されると予測しております。生産ラインやITシステムの開発及び運用・保守業務の拡大を図り、安定的収益基盤の確保に努めてまいります。
- b. 大手企業：今後事業成長が期待できる大手企業からの開発案件を安定して受注できるよう努めてまいります。

⑤事業領域及び顧客層の拡大

ソリューションカテゴリーにおいては、当社のシェアが相対的に低い輸送・物流、医療検査機器分野への顧客層の拡大が課題であります。半導体カテゴリーにおいては、安定的な拡大が見込まれるNAND Flashメモリ工場内での業務拡大が課題であります。先進技術ソリューションカテゴリーにおいては、高度なAIや画像処理、ネットワーク技術を強みとした顧客層の拡大が課題であると認識しております。

⑥品質向上と生産性向上

品質向上において最も重要なポイントは、ユーザ要求仕様の明確化であり、開発工程の初期段階にユーザ要求仕様を確定することを徹底すると共に、基本設計書・詳細設計書・テスト仕様書作成の徹底化を図ります。プログラム製造工程においては、機能の分割と機能を共有化するための定義を明確化し、機能ごとの作業分担により生産性の向上を目指しております。

さらには、優秀な技術者を雇用することで、品質及び生産性の向上を図るばかりではなく、ソフトウェア処理の高速性やプログラム不良件数のゼロ化等、信頼性の向上も同時に目指しております。

⑦内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために内部統制システムを整備し適切に運用することが重要であると考えております。財務報告の信頼性と業務の有効性及び効率性等を確保し、違法行為や不正等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるように内部管理体制の構築を図ってまいります。

用語解説

本項「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」等において使用しております用語の定義について以下に記します。

注	用語	用語の定義
注1	コーディング	プログラミング言語を用いて、コンピュータが処理可能な形式のプログラム（ソースコード）を記述することをいう。
注2	NAND Flashメモリ	NAND Flashメモリとは、Flashメモリ（電界効果トランジスタでホットエレクトロンを浮遊ゲートに注入してデータ記録を行う不揮発性メモリ）の構造・動作原理の一種で、最初に発明されたNOR型Flashメモリに次いで考案された方式である。NOR型Flashメモリと比べて回路規模が小さく、安価に大容量化できることが特徴である。従来のフロッピーディスクやハードディスク（HDD）に代わるPC用のUSBメモリやソリッドステートドライブ（SSD）、デジタルカメラ用のメモリカード、携帯音楽プレーヤー、携帯電話などの記憶装置として使用される。近年では、サーバ用HDDに比べ速度が速いことから、クラウドサーバの記憶装置として用いられている。
注3	プロセッサ	コンピュータ本体のデータ処理装置のこと。ここでは演算装置と制御装置のことを指す。この本体は、中央処理装置（CPU）とも呼ばれている。 また、AI向けに最適化されたプロセッサのことをAIプロセッサという。
注4	コンピュータアーキテクチャ	コンピュータシステムの設計方法、設計思想、構築されたシステムの構造などのことを意味する。入出力インタフェースを含むコンピュータシステムのハードウェア全体（周辺機器自体は含まない）の、プログラマから見たインタフェースの定義であり、具体的には使用できるレジスタの構成、命令セット、入出力（チャンネルコントロールワード）などの構成である。
注5	スピントロニクス技術	固体中の電子が持つ電荷とスピンの両方を工学的に利用、応用する技術のこと。スピントロニクス（電子工学）から生まれた造語である。 HDD（ハードディスクドライブ）の大容量化や省電力化はもちろん、不揮発性（電源を常に入れておかなくてもデータを保持できる）メモリなどにも貢献できる、応用範囲の広さが特長の一つである。
注6	Firmware:FW/Middleware:MW	ファームウェア「Firmware（FW）」とは、コンピュータなどに内蔵されるソフトウェアの一種で、本体内部の回路や装置などの基本的な制御を司る機能を持ったものをいう。 ミドルウェア「Middleware（MW）」とは、ソフトウェアの種類の一つで、オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するものをいう。
注7	メモリデバイス	コンピュータにおいて、プログラムやデータを記憶する装置のことをいう。 DRAM、SRAM、NAND Flashメモリ等がある。
注8	DRAM	Dynamic Random Access Memoryの略で、半導体メモリ（半導体記憶素子）の一つ。読み出し/書き込みが自由に行えるRAMと呼ばれる半導体メモリの方式の一種であり、コンデンサに電荷を蓄えて情報を記憶するタイプの半導体メモリのことをいう。
注9	マルチコア	1つのCPUパッケージ内に複数のマイクロプロセッサを搭載する技術のことをいう。近年のプロセッサは、処理速度を上げるために、ほとんどが2個、4個等のマルチコア化が進んでいる。
注10	データセントリック	データの演算よりもデータの移動に時間や電力を使っている現在のシステムを、データの移動を最小限にし、データの近傍で演算する設計にすることで高速化や省電力化を図ろうというもの。

*1 下記の文献及び記事によれば、日本半導体産業の出荷額シェアは、1980年代に50%を維持しておりましたが、近年は十数%と低迷してしまいました。

- ・「日本半導体産業の再生はあるか」濱田初美（立命館大学）産業学会研究年報第26号（2011）P55-P63
- ・「総合電機・半導体メーカーの事業戦略の再構築に向けて」清水誠 日本政策投資銀行 調査第96号（2008年5月）P31
- ・「パナも撤退、「日の丸半導体」凋落 30年間で見る影なく惨敗」産経新聞2019年11月28日
<https://www.sankei.com/west/news/191128/wst1911280025-n1.html>

しかしながら、日本半導体産業の中でもNAND FlashメモリやCMOS Image Sensor、Power Device等、製品に特化すれば、日本のシェアも高く維持されております。特にNAND Flashメモリは、キオクシア+Western Digital社で世界シェア約30%以上を奪取し、サムスンに続く世界第2位の位置にあります（「About the NAND Market」2020年2月18日 <https://www.t4.ai/industry/nand-market-share>）。

*2 経済産業省 特定サービス産業動態統計調査※1によれば、受託ソフトウェア売上は、2017年の6兆7,905億円から、2019年の7兆2,427億円と約6.6%の伸びを示しています。また、受託ソフトウェアを含む国内情報サービス全体の市場は、みずほ銀行産業調査部「日本産業の中期見通し（2019年12月5日）」※2によれば年率2%台の成長を維持し、2020年度は12.3兆円、2024年度は13.4兆円と予想され、今後も右肩上がりの成長を継続すると記述されています。

※1 経済産業省 特定サービス産業動態統計調査 2. 情報サービス業

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result-2.html>

※2 みずほ銀行産業調査部「日本産業の中期見通し（2019年12月5日）」

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/1063_15.pdf

*3 経済産業省「IT人材需給に関する調査（2019年3月）」※3によれば、ソフトウェア開発を支えるIT人材の不足が予想されております。この報告書の試算結果は、今後のIT需要の伸びをそれぞれ低位（需要伸び率1%）、中位（需要伸び率2-5%）、高位（需要伸び率3-9%）の3段階でIT人材の不足を予想しています。これによると、2019年時点において、約26万人が不足していると言われ、2030年までに16万人から79万人のIT人材不足が予想されています。

※3 経済産業省「IT人材需給に関する調査」2019年3月

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/houkokusyo.pdf

*4 半導体市場は、需給バランスの影響により「半導体サイクル」といわれる好不況の大きな波が存在しますが、JEITA（電子情報技術産業協会）世界半導体市場統計（2020年春季半導体市場予測）※4によれば、2020年は前年比+3.3%とプラス成長を予測しています。これはメモリ市況の回復による部分が大きいと調査資料は記述しています。また、2021年は前年比+6.2%と全体的に回復するものと予測しており、引き続きプラス成長を維持すると予想しています。

また、日本の半導体市場は、2020年に3.7兆円となると述べられています。

※4 JEITA（電子情報技術産業協会）世界半導体市場統計（2020年春季半導体市場予測について）

<https://www.jeita.or.jp/japanese/stat/wsts/docs/20200609WSTS.pdf>

*5 製品別世界のIC市場予測※5から、2019年の市場全体の出荷額は約3,333億ドルであり、そのうちメモリは約1,064億ドルと市場のほぼ1/3をメモリが占めていることになります。さらにこのメモリ市場のDRAMとNANDの割合は、富士経済Webサイト※6によると、50：50と二分されていることが分かります。

※5 JEITA（電子情報技術産業協会）世界半導体市場統計（2020年春季半導体市場予測について）

<https://www.jeita.or.jp/japanese/stat/wsts/docs/20200609WSTS.pdf>

※6 富士経済Webサイト

https://www.fuji-keizai.co.jp/market/detail.html?cid=17002&view_type=2

*6 「About the NAND Market」（2020年2月18日）によると、NAND Flashメモリーは、韓サムスン、東芝（現キオクシア）+Western Digital社陣営、米マイクロン陣営の3陣営が占めていることが分かります。

<https://www.t4.ai/industry/nand-market-share>

2【事業等のリスク】

当社の事業展開においてリスク要因となる可能性があり、経営成績、財務状況及び投資家の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。

当社は、下記リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、当社株式に関する投資判断は、本項目及び本項目以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済動向及び市場環境による影響

経済動向や情報サービス市場環境の変動により、企業の情報システムへの投資抑制、予想を超える価格競争の激化、技術革新への対応が遅れる等の事態が発生した場合、また、法律、税制、会計制度等の各種規制・制度や電力、通信等の社会基盤の変動により事業環境が悪化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定顧客への依存度について

当社は、東芝グループ、日立グループ、キオクシアグループを重要顧客として長年にわたり取引を継続しております。従って、当該顧客の事業方針、経営状況等が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第3期事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)		第4期事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		第5期第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
東芝グループ	709,521	33.3	758,547	33.0	351,416	31.6
日立グループ	650,542	30.5	635,172	27.6	303,392	27.3
キオクシアグループ	159,314	7.5	369,919	16.1	192,346	17.3

※ 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 見積り違い及び納期遅延等の発生

案件の作業工程等に基づき必要工数やコストを予測し、見積りを行っておりますが、仕様変更や追加作業に起因する作業工数の増大により実績が見積りを超えた場合、低採算又は採算割れとなる可能性があります。また、予め定めた期日までに顧客に対して作業を完了・納品できなかった場合には損害遅延金、最終的に作業完了・納品ができなかった場合には損害賠償が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保について

当社の事業は、技術専門性及び人間性に富んだ技術者により支えられており、優秀な人材の確保と育成及び、定着率が最も重要な命題となります。人材の確保に関しては、IT開発事業の伸びからIT人材不足が懸念され中長期的に困難になることが予想されます。採用において計画どおり優秀な人材を確保できない場合や離職により技術者が大幅に減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 国立大学法人東北大学との共同研究について

当社は、国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターとの間で、以下の共同研究を行っております。

①次世代メモリの制御ソフトウェアに関する共同研究

②次世代メモリの応用ソフトウェアに関する共同研究

当社の先進技術ソリューションカテゴリーに属する事業は、当該共同研究の成果に依存する部分があります。そのため、本研究の成果が想定どおりに進まない場合には、本カテゴリーに属する事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、研究成果に係る知的財産権につきましては、契約上、同法人が所有することになっておりますが、当社はその実施権について優先交渉権を有することになっております。

(6) 法的規制について

a. 下請代金支払遅延等防止法（下請法）

当社が委託先に対し業務の一部を外注するにあたり、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の適用を受け、3条書面の交付、5条書類の作成等、下請代金支払遅延の防止が求められる場合があります。下請法に違反した場合、

公正取引委員会による勧告・指導に加え、罰金刑が科されるおそれがあります。当社では、コンプライアンス規程を制定し、当社の役職員が遵守すべき法的規制の周知徹底を図り、内部通報制度の導入等によって速やかに法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。しかしながら、法令に抵触する事態が発生した場合、当社の社会的信用が著しく失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 労働者派遣法及び関係諸法令

当社の事業の一部である技術者派遣事業は、労働者派遣法に基づいて事業を営んでおり、労働者派遣法及び関係諸法令による法的規制を受けております。当社では、コンプライアンスを徹底し、リスク・コンプライアンス委員会、内部監査により関係諸法令の遵守状況の把握・監視等に努めており、事業の遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反する事由が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来これらの法令ならびに関連諸法令が社会情勢の変化などに伴って、改正や解釈の変更等があり、それらが当社の事業運営に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	有効期限	関連する法令	登録の交付者	取消事由等
一般労働者派遣事業許可	2024年10月	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	厚生労働大臣	労働者派遣法第6条に定める欠格事由（注）に抵触した場合

（注）労働者派遣法第6条に定められている主な欠格事由としては、当社役員又は当社派遣元責任者が禁固以上の刑や関係諸法令に違反し罰金刑に処せられ5年を経過していない場合、成年被後見人、被保佐人又は破産者となり復権を得ていない場合、労働者派遣事業の許可取り消し後5年を経過していない場合等であります。

（7）業務請負（委託）契約に基づく瑕疵担保責任について

当社が行う受託開発サービスは、業務請負（委託）契約となっており、設計・開発を請負って完成すべき業務の遂行や成果物に対して対価を受領しております。したがって業務請負（委託）契約で完成すべき業務や成果物に係る瑕疵担保責任や製造物責任などの追及を受ける可能性があるため、当社では、これら瑕疵担保責任や製造物責任に係るリスクを軽減するために、個別契約（注文書）において、完成すべき業務や成果物の仕様、検収方法を明確に定義しております。しかし、当該追及を受けた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）情報管理について

当社の事業においては、顧客企業の製品開発やシステム開発業務に従事しており、多くの個人情報・機密情報を扱っております。当社はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の取得等により、規程の整備と共に全従業員に対して入社時及び定期的に個人情報・機密情報の取扱いに関する啓発・教育・周知徹底を行い、また内部監査を実施することにより情報管理の強化を行っております。しかしながら、取引先内（顧客企業内）にて勤務する技術社員が知り得た顧客情報や個人情報が故意又は過失により外部へ流出し、当社の管理責任問題、法律リスク（訴訟等）、風評被害等が生じた場合、当社の社会的信用等の失墜や多額の賠償金支払い等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

登録の名称	登録の内容	有効期限
ISMS認証基準（Ver. 2.0）	情報セキュリティマネジメントシステム 登録番号：JUSE-IR-165	2021年3月23日

（9）法規制等に関するリスク

当社は、各種法令・規制等の遵守は極めて重要な企業の責務と認識の上、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、こうした対策を行ったとしても当社の事業活動に関連して、第三者から訴訟や法的手続が行われるリスクを完全に回避することはできず、これらの結果によっては、信用失墜若しくは予期せぬ多額の損害賠償責任を負うなど当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（10）新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。本書提出日時点において、これらの新株予約権による潜在株数が157,300株であり、発行済株式総数の9.95%に相当しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(11) 新型コロナウイルスへの対策について

当社は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、役員、従業員ならびに関係者の感染リスクの軽減及び安全確保を目的として4月より在宅勤務及びフレックス勤務のコアタイム撤廃、ネットミーティングの活用を推進しております。また、提出日現在では、新型コロナウイルスの直接的な影響による派遣契約の打ち切りや請負契約の案件取消は発生しておりません。しかしながら、感染の拡大等により、国民生活及び経済環境への影響が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は817,008千円となり、前事業年度末に比べ185,695千円増加いたしました。これは主に売上高の伸長に伴い、現金及び預金が122,539千円及び未収入金が44,612千円増加したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債合計は361,874千円となり、前事業年度末に比べ1,687千円増加いたしました。これは主に賞与引当金が32,105千円、税率の増加に伴い未払消費税等が19,653千円増加し、繰上げ返済により1年内返済予定の長期借入金が26,808千円、外注の減少に伴い買掛金が21,046千円減少したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は455,133千円となり、前事業年度末に比べ184,007千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が184,007千円増加したことによるものです。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産は777,461千円となり、前事業年度末に比べ49,903千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上に伴い現金及び預金が82,049千円増加し、未収入金が25,982千円減少したことによるものであります。固定資産は71,080千円となり、前事業年度末に比べ18,370千円減少いたしました。これは主に冬季賞与の支給に伴い繰延税金資産が16,318千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は848,541千円となり、前事業年度末に比べ31,533千円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債は234,747千円となり、前事業年度末に比べ83,632千円減少いたしました。これは主に冬季賞与の支給に伴い未払費用が32,173千円、税金の支払に伴い未払法人税等が26,416千円、外注の減少に伴い買掛金が12,893千円減少したことによるものであります。固定負債は45,660千円となり、前事業年度末に比べ2,166千円増加いたしました。これは退職給付引当金が2,166千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は280,408千円となり、前事業年度末に比べ81,466千円減少いたしました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は568,133千円となり、前事業年度末に比べ112,999千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が112,890千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、海外情勢の不安定要素はあるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり景気は回復の動きを見せました。当社が事業展開するIT産業においては、ビッグデータ、IoT等の新しい技術やサービスの登場と進展により、企業のIT投資は旺盛な状況で推移しました。

ソリューションカテゴリーは、既存顧客からの継続案件及び追加案件、並びに新規顧客の開拓により売上が増加しました。この結果、当カテゴリーの売上高は1,884,172千円（前年同期比2.9%増）となりました。

半導体カテゴリーは、半導体工場を有する大手企業からの業務受託を目的として、2019年7月に北上事業所を開設し、人材供給の拡大を図りました。この結果、当カテゴリーの売上高は303,253千円（前年同期比29.4%増）となりました。

先進技術ソリューションカテゴリーは、AI市場を中心とした新規案件を獲得するとともに、2019年7月より東北大学との共同研究を開始し、将来への事業基盤作りも行いました。この結果、当カテゴリーの売上高は109,824千円（前年同期比61.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,297,249千円（前年同期比7.7%増）、営業利益は269,706千円（同34.2%増）、経常利益は269,850千円（同33.3%増）、当期純利益は184,007千円（同25.6%増）となりました。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており極めて厳しい状況にあります。緊急事態宣言が発令されて以降、外出自粛の影響もありテレワークの普及が促進され、緊急事態宣言解除後も一定割合は在宅勤務を継続するなど、感染拡大の防止策を取り入れた新しい形態での事業継続が求められています。一方で新型コロナウイルスへの対策が企業のIT戦略に影響をもたらしており、企業活動におけるITの重要性が高まることで、業務のIT化の流れが加速し、IT関連業務の拡大に繋がると考えております。当社では当第2四半期累計期間において新型コロナウイルスの直接的な影響はなく、派遣契約の打ち切りや請負契約の案件取消は発生しておりません。しかしながら、引き続き感染拡大による国民生活及び経済環境への影響には、十分に注意する必要がある状況です。

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成をソリューション、半導体、先進技術ソリューションの3カテゴリー構造とし事業展開しております。「ソリューションカテゴリー」では産業領域に特化せずIT人材の供給を継続し、IT開発を支える事業の拡大を図ってまいりました。「半導体カテゴリー」では工場内システムの保守及び運用サービスや、ITヘルプデスク等半導体工場のITインフラストラクチャー運用支援の事業拡大を図ってまいりました。「先進技術ソリューションカテゴリー」ではAI市場に特化した戦略を図ってまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,110,500千円、営業利益164,693千円、経常利益167,694千円、四半期純利益112,890千円となりました。

当第2四半期累計期間におけるカテゴリー毎の経営成績は次のとおりです。

①ソリューションカテゴリー

当第2四半期累計期間の売上高は、892,095千円となりました。

主要得意先からの受注が順調に推移したことに加え、新規の受注が寄与しました。

②半導体カテゴリー

当第2四半期累計期間の売上高は、169,237千円となりました。

主要得意先からの受注が順調だったことに加え、エンジニアの単価改訂による売上増加が寄与しました。

③先進技術ソリューションカテゴリー

当第2四半期累計期間の売上高は、49,167千円となりました。

新たに大手メーカーとの取引を開始し、AI関連案件の受注が増加しました。

③キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、その他の流動資産の増加、法人税等の支払、長期借入金の返済による支出等の要因により一部相殺されたものの、税引前当期純利益が269,850千円（前年同期比33.3%増）と増加したこと等により、前事業年度末に比べ122,539千円増加し、当事業年度末には323,177千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は168,033千円（前年同期比11.8%増）となりました。これは主に法人税等の支払額86,849千円、その他の流動資産の増加額53,050千円等による支出があったものの、税引前当期純利益269,850千円、その他の流動負債の増加額42,528千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,056千円（前年同期比91.6%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出885千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は44,438千円（前年同期比41.7%減）となりました。これは長期借入金を繰上げ返済したことによる支出44,438千円であります。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ82,049千円増加し、当第2四半期会計期間末には405,226千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、81,940千円の収入となりました。これは主に、法人税等の支払額64,900千円、冬季賞与の支給に伴う未払費用の減少額32,173千円、外注の減少に伴う仕入債務の減少額12,893千円があった一方で、税引前四半期純利益の計上167,694千円、未収入金の減少25,982千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローはありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、108千円の収入となりました。これは新株予約権の発行によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、第4期事業年度及び第5期第2四半期累計期間のカテゴリー別販売実績は次のとおりであります。

カテゴリーの名称	第4期事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		第5期第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
ソリューション	1,884,172	102.9	892,095
半導体	303,253	129.4	169,237
先進技術ソリューション	109,824	161.3	49,167
合計	2,297,249	107.7	1,110,500

(注) 1. ソリューションカテゴリーにはキオクシアグループへの販売実績も含まれており、半導体カテゴリーには東芝グループ等キオクシアグループ以外への販売実績も含まれております。

2. 最近2事業年度及び第5期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第3期事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)		第4期事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)		第5期第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
キオクシア (株)	159,314	7.5	360,919	15.7	165,346	14.9
東芝アイエス・コンサルティング (株)	257,894	12.1	241,215	10.5	99,318	8.9
(株) 日立ハイシステム 21	239,394	11.2	211,801	9.2	93,733	8.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

売上高は顧客を取り巻くIT人材の不足を背景に前事業年度より163,712千円増加し、2,297,249千円となりました。

売上原価は、業務に従事する技術者の増加等を要因として前事業年度より45,454千円増加し、1,666,651千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前事業年度より49,550千円増加し、360,892千円となりました。これは主に、人員増加に伴う給料及び手当の増加18,977千円、共同研究の開始に伴う研究開発費の増加17,285千円、人材採用費等の増加による支払手数料の増加10,617千円等によるものであります。

その結果、営業利益は68,707千円増加し、269,706千円となりました。

営業外収益は、前事業年度より1,862千円減少し、252千円となりました。これは主に、貸倒引当金戻入額が減少したことによるものであります。営業外費用は前事業年度より561千円減少し、108千円となりました。これは主に、支払利息が減少したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は前事業年度より67,405千円増加し、269,850千円となり、税引前当期純利益は269,850千円、当期純利益は184,007千円となりました。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

売上高は新型コロナウイルス感染拡大の防止策を取り入れた新しい形態での事業継続が求められる中、顧客を取り巻くIT人材の不足を背景に、1,110,500千円となり、売上原価は、773,159千円となりました。

販売費及び一般管理費は、172,647千円となりました。これは主に、人件費や監査報酬及び人材採用費等の支払手数料、研究開発費であります。

その結果、営業利益は164,693千円となりました。

営業外収益は、3,000千円となりました。これは主に、研究開発の補助金収入であります。

以上の結果、経常利益は167,694千円となり、税引前当期純利益は167,694千円、当期純利益は112,890千円となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

③資本の財源及び資金の流動性

当社の資本の財源及び資金の流動性については、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを基本方針としております。現在、金融機関からの借入は行っており、運転資金及び設備投資等の調達につきましては、自己資金を充当することを原則としながら、必要に応じて銀行借入による調達を行う予定であります。

④経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

売上高は前事業年度より163,712千円増加し、2,297,249千円（前年同期比7.7%増）となり、営業利益率は、前事業年度より2.3ポイント上昇し、11.7%となりました。これは顧客を取り巻くIT人材の不足を背景に案件が増加し、また案件の利益率を改善することができたためであります。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

売上高は、1,110,500千円となり、営業利益率は、14.8%となりました。これは顧客を取り巻くIT人材の不足を背景に案件の利益率を改善することができ、また外注を減らしたことで案件の利益率を高く維持することができたためであります。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
国立大学法人 東北大学	2019年6月27日 2020年4月1日変更	2019年7月1日から 2021年3月31日まで	次世代メモリの制御ソフトウェアに関する共同研究
国立大学法人 東北大学	2019年8月1日 2020年4月1日変更	2019年8月1日から 2021年3月31日まで	次世代メモリの応用ソフトウェアに関する共同研究

5【研究開発活動】

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当事業年度の研究開発は先進技術ソリューションカテゴリーの基礎研究となっており、研究開発費の総額は17,285千円であります。当社は国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター（以降、CIES）と共同研究を進めており、2つのテーマの研究開発を行っております。

当社の研究開発は次世代半導体メモリとAIの融合をテーマとしております。現在CIESで研究開発されている次世代半導体メモリは、世界トップレベルの技術であり(*1)、これを搭載したマイコンやAIプロセッサの消費電力は、従来のプロセッサに比べ性能を落とすことなく1/100～1/1,000に低減できるという実績が報告されております(*2)。近年、自動運転・画像処理・IoT機器・ロボット産業といった分野の急成長には、低消費電力化が不可欠です。CIESの次世代メモリ及びそれを搭載したチップの研究成果は、上述した分野の実現に大きく貢献することが期待されております。CIESの取り決めにより、共同研究への参加企業は「1業種1社」とされており、当社はこの研究活動の中で、特にこれらに関連したソフトウェアの研究開発全般を担当致します。まず初期のフェーズでは、下記のテーマを中心に研究開発活動を行っております。

(1) 次世代半導体メモリの信頼性確保に向けた研究開発

半導体メモリはデータ書き込み時にエラービットが発生することがあるため（デジタル記録において、データを構成するビットが伝送・再生などの過程で損傷を受け、ビットが反転する）、メモリの信頼性を高めるエラー訂正は、次世代半導体メモリの製品化に必要不可欠な技術であります。当社では次世代半導体メモリに適したエラー訂正技術の開発を行っており、高可用かつハードウェア化が容易な技術の提案・実装を進め、信頼性の確保を目指しております。これまでにエラー訂正技術の調査・作成・評価を行っており、次世代半導体メモリが持つ低消費電力・高速応答といったハードウェア特性に適したエラー訂正技術を実装する準備を進めております。

(2) 次世代半導体メモリのAIプロセッサ用アプリケーションソフトウェアの研究開発

自動運転や産業用機器、IoT機器に搭載されるAIプロセッサは消費電力が少なく応答が速いことが期待されておりますが、現状ではまだ開発途上のステージにあります。消費電力と応答に優れた次世代半導体メモリをAIプロセッサに搭載することで、これまでの機器よりもさらに省エネ・小型化・高機能化を実現することが可能です。当社では、次世代半導体メモリを搭載した次世代AIプロセッサを用いた研究開発・実用化を促進させるために、次世代半導体メモリの特性や性能を活かしたファームウェアならびに、AIアプリケーションソフトウェアの設計・開発を進め、企業がAIアプリケーションボードを使って手軽に評価・開発ができる環境の提供を目指しております。これまでに、基礎研究としてAIプロセッサの性能と消費電力の調査、AIアルゴリズムの調査を行っており、ファームウェア・アプリケーションソフトウェア開発の準備を進めております。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

当第2四半期累計期間の研究開発は先進技術ソリューションカテゴリーの基礎研究となっており、研究開発費の総額は12,081千円であります。当社は国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター（以降、CIES）と共同研究を進めており、2つのテーマの研究開発を行っております。

当社の研究開発は次世代半導体メモリとAIの融合をテーマとしております。現在CIESで研究開発されている次世代半導体メモリは、世界トップレベルの技術であり(*1)、これを搭載したマイコンやAIプロセッサの消費電力は、従来のプロセッサに比べ性能を落とすことなく1/100～1/1,000に低減できるという実績が報告されております(*2)。近年、自動運転・画像処理・IoT機器・ロボット産業といった分野の急成長には、低消費電力化が不可欠です。CIESの次世代メモリ及びそれを搭載したチップの研究成果は、上述した分野の実現に大きく貢献することが期待されております。CIESの取り決めにより、共同研究への参加企業は「1業種1社」とされており、当社はこの研究活動の中で、特にこれらに関連したソフトウェアの研究開発全般を担当致します。まず初期のフェーズでは、下記のテーマを中心に研究開発活動を行っております。

(1) 次世代半導体メモリの信頼性確保に向けた研究開発

半導体メモリはデータ書き込み時にエラービットが発生することがあるため（デジタル記録において、データを構成するビットが伝送・再生などの過程で損傷を受け、ビットが反転する）、メモリの信頼性を高めるエラー訂正は、次世代半導体メモリの製品化に必要不可欠な技術であります。当社では次世代半導体メモリに適したエラー訂正技術の開発を行っており、高可用かつハードウェア化が容易な技術の提案・実装を進め、信頼性の確保を目指しております。これまでにエラー訂正技術の調査・作成・評価を行っており、次世代半導体メモリが持つ低消費電力・高速応答といったハードウェア特性に適したエラー訂正技術を実装する準備を進めております。

(2) 次世代半導体メモリのAIプロセッサ用アプリケーションソフトウェアの研究開発

自動運転や産業用機器、IoT機器に搭載されるAIプロセッサは消費電力が少なく応答が速いことが期待されておりますが、現状ではまだ開発途上のステージにあります。消費電力と応答に優れた次世代半導体メモリをAIプロセッサに搭載することで、これまでの機器よりもさらに省エネ・小型化・高機能化を実現することが可能です。当社では、次世代半導体メモリを搭載した次世代AIプロセッサを用いた研究開発・実用化を促進させるために、次世代半導体メモリの特性や性能を活かしたファームウェアならびに、AIアプリケーションソフトウェアの設計・開発を進め、企業がAIアプリケーションボードを使って手軽に評価・開発ができる環境の提供を目指しております。これまでに、基礎研究としてAIプロセッサの性能と消費電力の調査、AIアルゴリズムの調査を行っており、ファームウェア・アプリケーションソフトウェア開発の準備を進めております。

*1 CIESは、世界初となる各実証に成功しており、世界トップレベルの技術を有していると認識しております。

- ・「スピントロニクス技術とCMOS技術の融合により、スピン軌道トルク型磁気トンネル接合（SOT-MTJ）素子を用いた不揮発メモリ（SOT-MRAM）チップの試作・実証に初めて成功」（2020年6月16日）
<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/06/press20200616-01-sot-mram.html>
- ・「4重界面磁気トンネル接合素子(Quad-MTJ)の材料・デバイス技術の開発により、工業製品化されている従来の2重界面磁気トンネル接合素子(Double-MTJ)では困難であった車載スペックでの10年以上のデータ保持特性を維持しながら、1)10ナノ秒(ns)の高速書き込み動作と、2)21%の低消費電力動作と、3)1011回以上の高書き込み耐性の同時達成を世界で初めて実証（2020年6月15日）
<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/06/press20200615-01STT-MRAM.html>

また、第14回産学官連携功労者表彰で、CIESの研究成果が「内閣総理大臣賞」を受賞しております。

*2 「日経エレクトロニクス」2020年6月号 P28～38 日経BP社

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は885千円であります。内容は、研究開発用サーバ機器購入885千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第2四半期累計期間（自 2019年12月1日 至 2020年5月31日）

当第2四半期累計期間において重要な設備投資、除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、横浜市の本社をはじめ、国内に2ヶ所の事業所を運営しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (横浜市西区)	統括業務施設	17,797	2,209	20,007	193

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記のほか、賃借している主要な設備として、以下のものがあります。

2019年11月30日現在

事業所名 (所在地)	貸借面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (横浜市西区)	972.48	61,222

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記のうち、185.3㎡を他社に転貸しており、当該転貸に係る年間賃借料は12,107千円であります。

3. 当社はシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年5月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

当社の事業セグメントはシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	大船事業所 (神奈川県鎌倉市)	大船事業所 建物及び設備	11,000	—	増資資金	2020年9月	2020年12月	(注) 2
提出会社	本社 (横浜市西区)	開発用コンピュータ機器	50,000	—	増資資金	2021年11月	2021年12月	(注) 2
提出会社	本社 (横浜市西区)	本社サーバー ルーム等増床	29,500	—	増資資金	2021年11月	2021年12月	(注) 2
提出会社	本社 (横浜市西区)	社内経営管理システム	80,000	—	増資資金 自己資金	2021年12月	2022年11月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、係数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

(注) 1. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は10,990,000株増加し、11,000,000株となっております。

2. 2020年4月23日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より5,000,000株減少し、6,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,580,700	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	1,580,700	—	—

(注) 1. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,579,263株増加し、1,580,700株となっております。

2. 2020年4月23日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年4月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 35（注）3.
新株予約権の数（個） ※	85
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 85 [93,500] （注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	89,000 [81] （注）1. 2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年4月17日 至 2028年4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 89,000 [81] （注）2. 資本組入額 44,500 [41] （注）2.
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社 iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 v 株式移転 株式移転により設立する株式会社

※ 最近事業年度の末日（2019年11月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (注) 2. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- (注) 3. 付与対象者の当社取締役就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名及び当社従業員31名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 6
新株予約権の数（個）※	36
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 36 [39,600] （注）1. 4.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	192,500 [175] （注）2. 4.
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年5月18日 至 2029年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 192,500 [175] （注）4. 資本組入額 96,250 [88] （注）3. 4.
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社 iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 v 株式移転 株式移転により設立する株式会社

※ 最近事業年度の末日（2019年11月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個の目的である株式の数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金192,500円とする。

- ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり振込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5 [5,500] （注）1. 4.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	192,500 [175] （注）2. 4.
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年5月18日 至 2029年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 192,500 [175] （注）4. 資本組入額 96,250 [88] （注）3. 4.
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても社外協力者として顧問契約等の業務委託契約の関係を継続していることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社 iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 v 株式移転 株式移転により設立する株式会社

※ 最近事業年度の末日（2019年11月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個の目的である株式の数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は1,100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。
行使価額は、金192,500円とする。

- ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり振込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年4月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の数（個）※	121
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,100（注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	467（注）3.
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年4月24日 至 2030年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 476 資本組入額 238（注）4.
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 新株予約権の付与時（2020年4月24日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年6月30日）において、内容に変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき900円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（注）2. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、467円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2．に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
（注）5．に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4．に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
 - (a)新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年4月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 15
新株予約権の数（個）※	55
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,500（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	467（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 467 資本組入額 234（注）3.
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 新株予約権の付与時（2020年4月24日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年6月30日）において、内容に変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（注）1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金467円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
- （注）4. に準じて決定する。
- ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- （注）3. に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
- 以下に準じて決定する。
- (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年4月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,100（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	467（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 467 資本組入額 234（注）3.
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5.

※ 新株予約権の付与時（2020年4月24日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年6月30日）において、内容に変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（注）1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金467円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権の割当てを受けた社外協力者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても社外協力者として顧問契約等の業務委託契約の関係を継続していることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
- 上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
- （注）4. に準じて決定する。
- ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- （注）3. に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得事由
- 以下に準じて決定する。
- (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年11月1日 (注) 1.	1,280	1,280	64,000	64,000	—	—
2018年1月15日 (注) 2.	120	1,400	6,827	70,827	—	—
2018年5月25日 (注) 3.	37	1,437	3,293	74,120	—	—
2020年4月14日 (注) 4.	1,579,263	1,580,700	—	74,120	—	—

(注) 1. 設立

1,280株

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

主な割当先 武川 義浩、渡辺 照男、日下 理、他11名

2. 有償第三者割当

120株

発行価格 56,894円

資本組入額 56,894円

主な割当先 武川 義浩、遠藤 玲

3. 有償第三者割当

37株

発行価格 89,000円

資本組入額 89,000円

主な割当先 ティアンドエス従業員持株会、青木 林、小林 恵子

4. 株式分割 (1 : 1,100) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	－	－	－	16	16	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	－	－	－	15, 807	15, 807	－
所有株式数の割 合（％）	－	－	－	－	－	－	100	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,580,700	15,807	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,580,700	—	—
総株主の議決権	—	15,807	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、財務体質の強化を最優先させたため配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と経営体質の強化のために利用してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

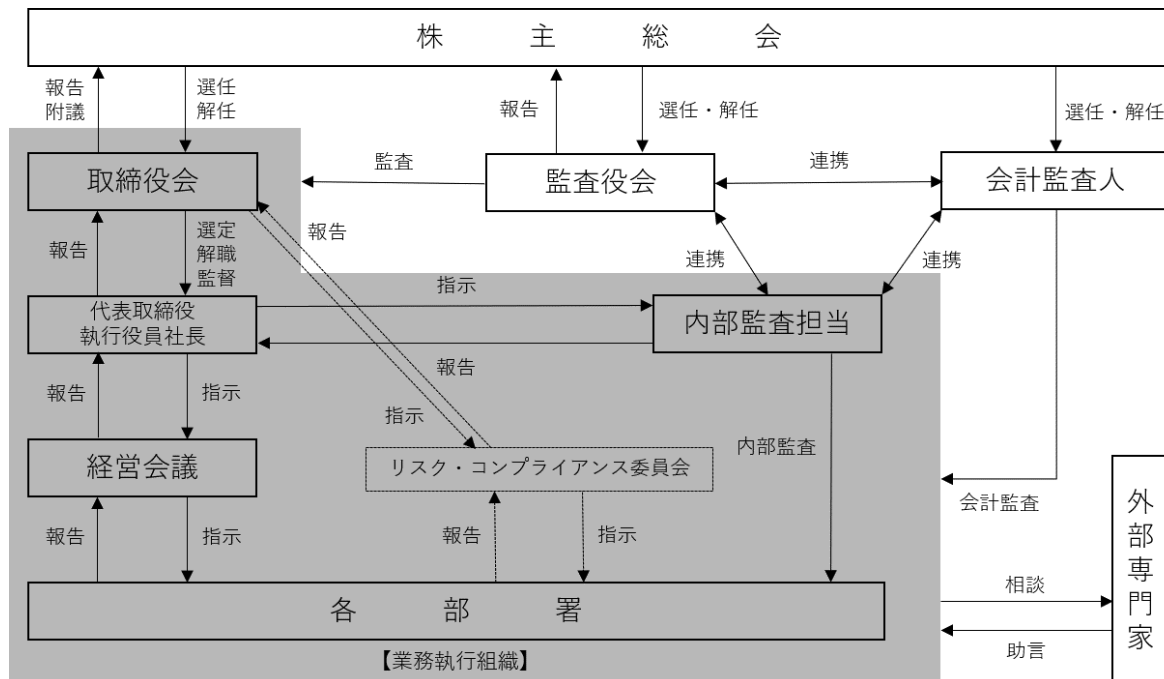
当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼を得るために、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレート・ガバナンス）が不可欠であり、その構築及び維持に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

業務の意思決定・執行及び監査について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため、以下の体制を採用しております。

a. 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



また、当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月開催しております。取締役会では、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役及び執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。

また、取締役会は、原則月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

(b) 監査役会

監査役は3名（うち社外監査役2名）で、常勤監査役は1名です。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

また、監査役会は、原則月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。

(c) 会計監査人

当社は双葉監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。2019年11月期の監査業務を執行した公認会計士は菅野豊氏及び平塚俊充氏の2名、監査業務に係る補助者は公認会計士3名で構成されております。監査継続年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

(d) その他の機関

・経営会議

当社では、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため執行役員制度を採用しており、業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役及び取締役3名を含む執行役員8名を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。なお、経営会議は、原則として月2回開催しております。

・内部監査

内部統制の有効性と効率性を監査するために、代表取締役執行役員社長が選任した内部監査担当者3名により、内部監査を行っております。

・リスク・コンプライアンス委員会

経営にあたり生じる各種リスクやコンプライアンス上の問題を実務的な観点から審議するために、代表取締役執行役員社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しております。

当社の取締役会、監査役会及び経営会議は以下のメンバーで構成されております。

(◎：議長、○：構成メンバー、△：任意参加者)

役職名	氏 名	取締役会	監査役会	経営会議
代表取締役執行役員社長	武川 義浩	◎	—	◎
取締役執行役員システム事業本部長	福田 悦生	○	—	○
取締役執行役員業務本部長	木下 洋	○	—	○
取締役執行役員財務経理部長	遠藤 玲	○	—	○
社外取締役（非常勤）	法眼 健作	○	—	—
社外取締役（非常勤）	長谷川 智彦	○	—	—
常勤監査役	土屋 雄二	○	◎	△
社外監査役（非常勤）	望月 篤	○	○	—
社外監査役（非常勤）	藤江 勇佑	○	○	—
執行役員ソリューション事業部長	小林 林広	—	—	○
執行役員インフラストラクチャー事業部長	三橋 茂	—	—	○
執行役員IR企画広報部長	柏木 奈美子	—	—	○
執行役員総務人事部長	川鍋 和俊	—	—	○

b. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、2018年11月15日に取締役会にて制定し、その施行日を2018年12月1日としております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員並びに従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
- 2) コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
- 3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- 5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書保管管理規程、稟議規程等の関連規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - 2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - 2) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営方針を策定する。
 - 2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - 3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - 4) 社外取締役は、適宜代表取締役執行役員社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - 5) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - 2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - 2) 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - 3) 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - 4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役執行役員社長を責任者として、業務本部が全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - 1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役執行役員社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - 2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために業務本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

c. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役執行役員社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半

期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範囲なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（これらの者であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としたものであります。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

f. 取締役の定数

当社は、取締役の員数を15名以内とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i. 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためのものです。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員社長	武川 義浩	1961年8月12日生	1984年4月 株式会社ティーエスディー入社 1993年7月 株式会社アイネット入社 1996年11月 株式会社テックジャパン入社 1997年2月 同社代表取締役社長就任 1998年4月 有限会社ソフトウェア代表取締役社長就任 2003年10月 株式会社フィックスターズ取締役就任 2016年11月 当社代表取締役社長就任 2020年1月 当社代表取締役執行役員社長就任 (現任)	(注) 3	693,000
取締役 執行役員システム 事業本部長	福田 悦生	1961年6月9日生	1987年4月 株式会社東芝入社 2001年2月 株式会社セミコンダクタポータル取締役就任 2004年10月 株式会社フィックスターズ取締役就任 2008年8月 コバレントマテリアル株式会社 (現グローバルウェーブ・ジャパン株式会社) 入社 2009年4月 U' eyes Design Inc. 取締役就任 2015年12月 株式会社エリックスブレイン代表取締役会長就任 (現任) 2017年7月 東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター教授 2018年4月 東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター特任教授 (客員) (現任) 2018年4月 当社入社 2018年8月 当社取締役就任 2018年10月 パワースピン株式会社取締役就任 (現任) 2020年1月 当社取締役執行役員システム事業本部長就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 執行役員業務本部長	木下 洋	1968年4月18日生	1992年10月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1996年4月 公認会計士登録 2008年5月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) パートナー就任 2019年12月 木下洋公認会計士事務所設立 2020年3月 当社取締役執行役員業務本部長就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 執行役員財務経理 部長	遠藤 玲	1974年5月12日生	1998年2月 株式会社シナノシステムエンジニアリング入社 2016年11月 当社取締役就任 2018年8月 当社常務取締役就任 2020年1月 当社取締役執行役員業務本部長就任 2020年3月 当社取締役執行役員財務経理部長就任 (現任)	(注) 3	122,100
取締役	法眼 健作	1941年8月2日生	1964年4月 外務省入省 1998年3月 国際連合事務次長 2001年4月 カナダ大使 2010年5月 日加協会会長就任 (現任) 2015年6月 NOK株式会社取締役就任 (現任) イーグル工業株式会社取締役就任 (現任) 2017年11月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	長谷川 智彦	1962年11月24日生	1988年4月 株式会社三菱総合研究所入社 2002年8月 有限会社フィックスターズ（現株式会社フィックスターズ）創業 代表取締役会長就任 2016年1月 ウィングリサーチアンドコンサルティング株式会社（現Dエンジン株式会社）代表取締役就任（現任） 2017年4月 学校法人西田学園理事就任（現任） 2019年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	18,700
常勤監査役	土屋 雄二	1951年10月1日生	1973年10月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 2003年7月 東芝インフォメーションシステムズ株式会社入社 2009年4月 東芝アイエス・コンサルティング株式会社入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	望月 篤	1956年10月26日生	1975年4月 東京国税局入局 2003年8月 望月篤税理士事務所開所（現任） 2016年1月 株式会社トータルアセットデザイン監査役就任（現任） 2018年2月 当社監査役就任（現任） 2018年4月 株式会社ナカムラ綜美監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	藤江 勇佑	1983年8月12日生	2010年12月 豊島・佐藤・久保総合法律事務所（現 港の見える法律事務所）入所（現任） 2019年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					833,800

- (注) 1. 取締役法眼健作及び長谷川智彦は、社外取締役であります。
2. 監査役望月篤及び藤江勇佑は、社外監査役であります。
3. 2020年4月23日開催の臨時株主総会の終結の時から2020年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年4月23日開催の臨時株主総会の終結の時から2023年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役の武川義浩、福田悦生、木下洋及び遠藤玲に加え、ソリューション事業部長小林林広、インフラストラクチャー事業部長三橋茂、IR企画広報部長柏木奈美子、総務人事部長川鍋和俊の8名で構成されております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役法眼健作氏は、海外に関する経験や外国大使としての実績に基づき独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役長谷川智彦氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社株式を18,700株保有しておりますが、同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役望月篤氏は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役藤江勇佑氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則月1回開催される取締役会への出席を通じて、内部監査、監査役会及び内部統制の整備・運用状況等に関する報告を受けることにより、当社の経営の監督を行っております。

社外監査役は、原則月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、監査業務の精度向上を図っております。また、監査役会は、定期的に内部監査担当者及び会計監査人との連絡会を開催して、情報交換や報告を受け、より効果的な監査業務の実施を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、1名の常勤監査役及び2名の社外監査役、合計3名の監査役で行われており、監査役会を設置しております。監査役会は毎月1回以上開催され、内部監査人と連携して取締役の職務執行が適正に行われているかを中心とした監査活動を行っております。

また、社外監査役については望月篤氏及び藤江勇佑氏を選任しており、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を担っていただいております。望月篤氏は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験、会計・税務に関する高い知見を有しており、監査役として適任であると判断し、選任しております。また、藤江勇佑氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、選任しております。

なお、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役執行役員社長により任命された内部監査人3名により行われています。内部監査の実施にあたっては、代表取締役執行役員社長による承認を経た内部監査計画に従い、各部署に対して書類監査及び実施監査の方法により行い、監査結果を代表取締役執行役員社長へ報告したのちに監査対象となった被監査部門に対し業務改善命令を行い、後日、改善状況を確認しております。

また、監査役及び会計監査人と連携し、三者間で情報共有を適宜行いながら社内業務が適正に行われているかを中心とした監査活動を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

双葉監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

菅野 豊

平塚 俊充

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案して監査法人を選任しております。

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の観点と会計監査人の業務実績状況を照らし合わせ、監査法人に対して評価を行うこととしております。監査役会は、双葉監査法人与緊密なコミュニケーションをとることで、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握することに努めており、会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	-	9,000	-

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
当社は、監査日数や当社の事業内容や規模等を勘案し、監査報酬を決定しております。
- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積もりの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬について、取締役は、役位、貢献度、事業計画達成度等を勘案して取締役会で決定し、監査役は業務分担の状況を勘案して監査役会で決定しております。各報酬額は、独立性の高い独立役員が取締役会、監査役会それぞれに参加することにより透明・公正に評価された上で決定されています。

なお、報酬限度額は2016年11月30日の臨時株主総会にて、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内と決議しております。最近においては、2020年4月23日開催の臨時取締役会にて各取締役の報酬を決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	70,602	70,602	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	3,255	3,255	-	-	1
社外取締役	2,400	2,400	-	-	2
社外監査役	1,050	1,050	-	-	2

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を「純投資目的である投資株式」、それ以外を目的とする場合を「純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会におきまして、保有先ごとに保有目的、取引関係及び株価の状況、リスク、リターン等を総合的に評価し、保有先及び当社の企業価値の維持・向上に資するか否か、取得経緯を確認し、保有の意義や経済合理性等を検証し、その意義が乏しいと判断される場合には、保有先との十分な対話を経て相互理解を深めた上で、売却を進めることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	400

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年12月1日から2018年11月30日まで）及び当事業年度（2018年12月1日から2019年11月30日まで）の財務諸表について、双葉監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年12月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、双葉監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、各種セミナーへの参加及び専門誌の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,638	323,177
売掛金	220,057	235,444
仕掛品	18,431	7,845
前払費用	6,113	14,803
未収入金	101,700	146,312
その他	1,225	974
貸倒引当金	△800	△1,000
流動資産合計	547,368	727,557
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,824	26,824
減価償却累計額	△7,258	△9,027
建物（純額）	19,566	17,797
工具、器具及び備品	3,778	4,664
減価償却累計額	△1,891	△2,454
工具、器具及び備品（純額）	1,886	2,209
有形固定資産合計	21,453	20,007
無形固定資産		
ソフトウェア	1,470	1,104
無形固定資産合計	1,470	1,104
投資その他の資産		
投資有価証券	400	400
出資金	20	20
破産更生債権等	10,038	—
長期前払費用	—	95
繰延税金資産	25,386	33,425
差入保証金	35,214	34,397
貸倒引当金	△10,038	—
投資その他の資産合計	61,021	68,338
固定資産合計	83,944	89,450
資産合計	631,313	817,008

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年11月30日)	当事業年度 (2019年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,871	61,824
1年内返済予定の長期借入金	26,808	—
未払金	10,742	21,799
未払費用	69,872	53,171
未払法人税等	57,869	64,900
未払消費税等	31,374	51,027
預り金	8,728	20,546
賞与引当金	13,004	45,109
流動負債合計	301,270	318,379
固定負債		
長期借入金	17,630	—
退職給付引当金	33,215	35,423
長期預り保証金	8,071	8,071
固定負債合計	58,916	43,494
負債合計	360,186	361,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	74,120	74,120
資本剰余金		
その他資本剰余金	25,450	25,450
資本剰余金合計	25,450	25,450
利益剰余金		
利益準備金	150	150
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	171,405	355,413
利益剰余金合計	171,555	355,563
株主資本合計	271,126	455,133
純資産合計	271,126	455,133
負債純資産合計	631,313	817,008

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2020年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	405,226
売掛金	239,091
仕掛品	4,345
未収入金	120,330
その他	9,367
貸倒引当金	△900
流動資産合計	777,461
固定資産	
有形固定資産	18,727
無形固定資産	922
投資その他の資産	51,430
固定資産合計	71,080
資産合計	848,541
負債の部	
流動負債	
買掛金	48,931
未払法人税等	38,484
賞与引当金	35,769
その他	111,562
流動負債合計	234,747
固定負債	
退職給付引当金	37,589
その他	8,071
固定負債合計	45,660
負債合計	280,408
純資産の部	
株主資本	
資本金	74,120
資本剰余金	25,450
利益剰余金	468,454
株主資本合計	568,024
新株予約権	108
純資産合計	568,133
負債純資産合計	848,541

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
売上高	2,133,537	2,297,249
売上原価	1,621,196	1,666,651
売上総利益	512,340	630,598
販売費及び一般管理費	※1 311,341	※1, ※2 360,892
営業利益	200,999	269,706
営業外収益		
受取手数料	72	250
貸倒引当金戻入額	975	—
過年度消費税等	491	—
受取負担金	430	—
その他	146	1
営業外収益合計	2,115	252
営業外費用		
支払利息	669	108
その他	0	0
営業外費用合計	669	108
経常利益	202,444	269,850
税引前当期純利益	202,444	269,850
法人税、住民税及び事業税	57,869	93,881
法人税等調整額	△1,894	△8,038
法人税等合計	55,974	85,842
当期純利益	146,470	184,007

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年12月 1 日 至 2018年11月30日)		当事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	—	—	1,097	0.1
II 労務費		1,063,291	65.6	1,120,346	67.6
III 経費		558,407	34.4	534,621	32.3
小計		1,621,699	100.0	1,656,064	100.0
期首仕掛品たな卸高		17,929		18,431	
合計		1,639,628		1,674,496	
期末仕掛品たな卸高		18,431		7,845	
当期売上原価		1,621,196		1,666,651	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算によっております。

(注) ※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年12月 1 日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)
外注加工費 (千円)	454,192	435,286

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)
売上高	1,110,500
売上原価	773,159
売上総利益	337,340
販売費及び一般管理費	※ 172,647
営業利益	164,693
営業外収益	
補助金収入	3,000
その他	0
営業外収益合計	3,000
経常利益	167,694
税引前四半期純利益	167,694
法人税、住民税及び事業税	38,484
法人税等調整額	16,318
法人税等合計	54,803
四半期純利益	112,890

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	64,000	25,450	25,450	150	24,935	25,085	114,535	114,535
当期変動額								
新株の発行	10,120						10,120	10,120
当期純利益					146,470	146,470	146,470	146,470
当期変動額合計	10,120	—	—	—	146,470	146,470	156,590	156,590
当期末残高	74,120	25,450	25,450	150	171,405	171,555	271,126	271,126

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	74, 120	25, 450	25, 450	150	171, 405	171, 555	271, 126	271, 126
当期変動額								
当期純利益					184, 007	184, 007	184, 007	184, 007
当期変動額合計	—	—	—	—	184, 007	184, 007	184, 007	184, 007
当期末残高	74, 120	25, 450	25, 450	150	355, 413	355, 563	455, 133	455, 133

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	202,444	269,850
減価償却費	2,626	2,696
差入保証金償却額	987	987
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,278	32,105
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,201	2,208
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△700	200
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	669	108
売上債権の増減額 (△は増加)	△33,485	△15,386
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△502	10,586
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△35,469	△53,050
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,030	△21,046
未払費用の増減額 (△は減少)	1,231	△16,701
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△15,055	42,528
その他	△975	△95
小計	151,280	254,989
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△669	△108
法人税等の支払額	△363	△86,849
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,248	168,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金の回収による収入	975	—
敷金及び保証金の差入による支出	△30	△171
敷金及び保証金の回収による収入	5,922	—
有形固定資産の取得による支出	△19,468	△885
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,601	△1,056
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	10,120	—
長期借入れによる収入	47,000	—
長期借入金の返済による支出	△133,397	△44,438
財務活動によるキャッシュ・フロー	△76,276	△44,438
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	61,370	122,539
現金及び現金同等物の期首残高	139,267	200,638
現金及び現金同等物の期末残高	※ 200,638	※ 323,177

当第2四半期累計期間
(自 2019年12月1日
至 2020年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	167,694
減価償却費	1,462
差入保証金償却額	493
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,340
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,166
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△100
受取利息及び受取配当金	△0
補助金収入	△3,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,646
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,500
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	32,392
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,893
未払費用の増減額 (△は減少)	△32,173
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△2,808
その他	95
小計	143,840
利息及び配当金の受取額	0
補助金の受取額	3,000
法人税等の支払額	△64,900

営業活動によるキャッシュ・フロー

81,940

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フロー

—

財務活動によるキャッシュ・フロー

新株予約権の発行による収入

108

財務活動によるキャッシュ・フロー

108

現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)

82,049

現金及び現金同等物の期首残高

323,177

現金及び現金同等物の四半期末残高

※ 405,226

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年11月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年11月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2018年12月1日に開始する事業年度 (以下「翌事業年度」という。) における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」25,386千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」25,386千円として表示しております。

当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」25,386千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」25,386千円として表示しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度25%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度75%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
役員報酬	77,722千円	77,307千円
給料及び手当	91,567	110,545
賞与引当金繰入額	695	4,784
退職給付費用	537	88
減価償却費	2,245	2,296
支払手数料	44,281	54,899
研究開発費	—	17,285
貸倒引当金繰入額	△700	200

※2 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
研究開発費 (一般管理費)	—	17,285千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,280	157	—	1,437
合計	1,280	157	—	1,437

(注) 普通株式の発行済株式の増加157株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,437	—	—	1,437
合計	1,437	—	—	1,437

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
現金及び預金勘定	200,638千円	323,177千円
現金及び現金同等物	200,638	323,177

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2018年11月30日)
1 年内	63,541
1 年超	68,836
合計	132,377

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2018年11月30日)
1 年内	12,107
1 年超	13,116
合計	25,223

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2019年11月30日)
1 年内	63,541
1 年超	5,295
合計	68,836

（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2019年11月30日)
1 年内	12,107
1 年超	1,008
合計	13,116

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らし、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、不動産賃貸契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	200,638	200,638	—
(2) 売掛金	220,057	220,057	—
(3) 未収入金	101,700	101,700	—
(4) 差入保証金(1年以内に回収予定のものを含む)	24,180	24,213	32
(5) 破産更生債権等	10,038		
貸倒引当金(*)	△10,038		
	—	—	—
資産計	546,577	546,610	32
(1) 買掛金	82,871	82,871	—
(2) 未払金	10,742	10,742	—
(3) 未払費用	69,872	69,872	—
(4) 未払法人税等	57,869	57,869	—
(5) 預り金	8,728	8,728	—
(6) 未払消費税等	31,374	31,374	—
(7) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	44,438	44,435	△2
(8) 長期預り保証金	8,071	8,082	10
負債計	313,967	313,975	8

(*)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金(1年以内に回収予定のものを含む)

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年11月30日)
非上場株式	400
出資金	20
差入保証金	3,130

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

差入保証金のうち上表の金額については、償還予定を合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	200,638	—	—	—
売掛金	220,057	—	—	—
未収入金	101,700	—	—	—
差入保証金	—	—	24,180	—
合計	522,396	—	24,180	—

差入保証金（貸借対照表計上額 3,130千円）及び破産更生債権等（貸借対照表計上額 10,038千円）については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,808	17,630	—	—	—	—
合計	26,808	17,630	—	—	—	—

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らし、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、不動産賃貸契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	323, 177	323, 177	—
(2) 売掛金	235, 444	235, 444	—
(3) 未収入金	146, 312	146, 312	—
(4) 差入保証金(1年以内に回収予定のものを含む)	24, 180	24, 521	340
資産計	729, 115	729, 456	340
(1) 買掛金	61, 824	61, 824	—
(2) 未払金	21, 799	21, 799	—
(3) 未払費用	53, 171	53, 171	—
(4) 未払法人税等	64, 900	64, 900	—
(5) 預り金	20, 546	20, 546	—
(6) 未払消費税等	51, 027	51, 027	—
(7) 長期預り保証金	8, 071	8, 185	113
負債計	281, 341	281, 455	113

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金(1年以内に回収予定のものを含む)

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年11月30日)
非上場株式	400
出資金	20
差入保証金	3, 301

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

差入保証金のうち上表の金額については、償還予定を合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	323,177	—	—	—
売掛金	235,444	—	—	—
未収入金	146,312	—	—	—
差入保証金	—	—	24,180	—
合計	704,934	—	24,180	—

差入保証金（貸借対照表計上額 3,301千円）については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年11月30日)

その他有価証券 (当事業年度の貸借対照表計上額は400千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2019年11月30日)

その他有価証券 (当事業年度の貸借対照表計上額は400千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
退職給付引当金の期首残高	20,013千円
退職給付費用	14,095
退職給付の支払額	△894
退職給付引当金の期末残高	33,215

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金との調整表

	当事業年度 (2018年11月30日)
非積立型制度の退職給付債務	33,215千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,215
退職給付引当金	33,215
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,215

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 14,095千円

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2018年12月1日 至 2019年11月30日)
退職給付引当金の期首残高	33,215千円
退職給付費用	4,415
退職給付の支払額	△2,207
退職給付引当金の期末残高	35,423

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金との調整表

	当事業年度 (2019年11月30日)
非積立型制度の退職給付債務	35,423千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,423
退職給付引当金	35,423
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	35,423

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 4,415千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 101,200株
付与日	2018年5月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年4月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年4月14日付株式分割 (普通株式1株につき1,100株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2018年11月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	101,200
失効	6,600
権利確定	—
未確定残	94,600
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2020年4月14日付株式分割 (普通株式1株につき1,100株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	81
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

（注） 2020年4月14日付株式分割（普通株式1株につき1,100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方法、類似業種比準価額方法、類似会社比準価額方法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|---------|
| （1）当事業年度末における本源的価値の合計額 | 8,901千円 |
| （2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 35名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 101,200株	普通株式 39,600株
付与日	2018年5月25日	2019年6月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年4月17日 至 2028年4月16日	自 2021年5月18日 至 2029年5月17日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 5,500株
付与日	2019年6月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年5月18日 至 2029年5月17日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2020年4月14日付株式分割（普通株式1株につき1,100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	94,600	—	—
付与	—	39,600	5,500
失効	1,100	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	93,500	39,600	5,500
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

（注） 2020年4月14日付株式分割（普通株式1株につき1,100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	81	175	175
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注） 2020年4月14日付株式分割（普通株式1株につき1,100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方法、類似業種比準価額方法、類似会社比準価額方法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、Stock・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	49,256千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年11月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	4,426千円
貸倒引当金	3,417
未払費用	14,939
未払事業税	5,934
退職給付引当金	11,309
その他	3,659
繰延税金資産小計	43,687
評価性引当額	△18,300
繰延税金資産合計	25,386
繰延税金資産の純額	25,386

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年11月30日)
法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減	△1.7
税額控除	△4.2
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6

当事業年度（2019年11月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年11月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	15,341千円
未払費用	10,455
未払事業税	5,732
退職給付引当金	12,047
その他	5,336
繰延税金資産小計	48,913
評価性引当額	△15,487
繰延税金資産合計	33,425
繰延税金資産の純額	33,425

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年11月30日)
法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減	△1.0
税額控除	△0.8
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.8

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソリューション	半導体	先進技術 ソリューション	合計
外部顧客への売上高	1,831,078	234,387	68,070	2,133,537

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
東芝アイエス・コンサルティング株式会社	257,894
株式会社日立ハイシステム 21	239,394

(注) 当社は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソリューション	半導体	先進技術 ソリューション	合計
外部顧客への売上高	1,884,172	303,253	109,824	2,297,249

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
キオクシア株式会社	360,919
東芝アイエス・コンサルティング株式会社	241,215

(注) 当社は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	渡辺照男	—	—	当社顧問	(被所有) 直接 15.7	—	顧問料の 支払 (注)	11,077	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問料については、顧問契約の内容に基づき、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

	当事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
1株当たり純資産額	171.52円
1株当たり当期純利益	94.81円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)
当期純利益 (千円)	146,470
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	146,470
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,544,912
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数86個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日）

	当事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)
1 株当たり純資産額	287. 93円
1 株当たり当期純利益	116. 41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年12月 1 日 至 2019年11月30日)
当期純利益（千円）	184, 007
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	184, 007
普通株式の期中平均株式数（株）	1, 580, 700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数126個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

(株式分割)

当社は、2020年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月14日付をもって株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2020年4月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,437株
今回の株式分割により増加する株式数	1,579,263株
株式分割後の発行済株式総数	1,580,700株

③ 株式分割の効力発生日

2020年4月14日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(単元株制度の採用)

当社は、2020年4月23日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(発行可能株式総数の変更)

当社は、2020年4月23日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数を6,000,000株に変更しております。

(当社取締役に対する有償ストックオプション（新株予約権）の発行)

当社は、2020年4月23日開催の臨時株主総会及び2020年4月23日開催の取締役会において、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2020年4月24日に発行いたしました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(当社従業員及び社外協力者に対するストックオプション（新株予約権）の発行)

当社は、2020年4月23日開催の臨時株主総会及び2020年4月23日開催の取締役会において、当社従業員及び社外協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2020年4月24日に発行いたしました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)
役員報酬	40,896千円
給料手当	52,568
賞与引当金繰入額	1,212

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)
現金及び預金勘定	405,226千円
現金及び現金同等物	405,226

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	71円42銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	112,890
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	112,890
普通株式の期中平均株式数(株)	1,580,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有 価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
		株式会社ミクスウェイ	8	400
		小計	8	400

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残高 （千円）
有形固定資産							
建物	26,824	-	-	26,824	9,027	1,768	17,797
工具、器具及び備品	3,778	885	-	4,664	2,454	562	2,209
有形固定資産計	30,603	885	-	31,488	11,481	2,331	20,007
無形固定資産							
ソフトウェア	1,826	-	-	1,826	721	365	1,104
無形固定資産計	1,826	-	-	1,826	721	365	1,104
長期前払費用	-	1,235	1,140	95	-	-	95

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （％）	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	26,808	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	17,630	-	-	-
合計	44,438	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,838	1,000	10,038	800	1,000
賞与引当金	13,004	45,109	13,004	—	45,109

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	601
預金	
当座預金	158,949
普通預金	163,626
小計	322,575
合計	323,177

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
キオクシア (株)	26,255
中部東芝エンジニアリング (株)	19,021
東芝アイエス・コンサルティング (株)	18,330
(株) 日立ハイシステム 2 1	16,027
(株) 日立ハイテクソリューションズ	12,945
その他	142,863
合計	235,444

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
220,057	2,489,325	2,473,938	235,444	91.3	33

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
ソフトウェア開発	7,845
合計	7,845

ニ. 未収入金

品目	金額 (千円)
みずほ東芝リース (株)	145,178
その他	1,134
合計	146,312

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
(株) ミクスウェイ	5,822
(株) フェイス	4,246
(株) アイズ	3,919
(株) PE-BANK	3,772
(株) ドットエッジ	3,499
その他	40,564
合計	61,824

ロ. 未払費用

区分	金額（千円）
給与	5,212
社会保険料	13,579
賞与	30,659
その他	3,719
合計	53,171

ハ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	42,013
住民税	6,032
事業税	16,854
合計	64,900

ニ. 未払消費税等

区分	金額（千円）
消費税及び地方消費税	51,027
合計	51,027

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://www.tecsvc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 12月28日	渡辺 照男	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役副社長) 注5	遠藤 玲	横浜市泉区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	40	2,275,760 (56,894) 注4	所有者の事情による譲渡
2018年 2月16日	—	—	—	武川 義浩	横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	3	170,682 (56,894) 注4	端数株式任意売却による取得
2018年 6月18日	三橋 茂	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	長谷川 智彦	東京都港区	— 注6	17	1,513,000 (89,000) 注4	所有者の事情による譲渡

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年12月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、修正簿価純資産法により算出された直近の第三者割当増資の価格を基礎として決定しております。

5. 渡辺照男は、2018年7月31日付で、当社代表取締役副社長を退任しております。

6. 長谷川智彦は、2019年3月1日付で、当社取締役役に就任しております。

7. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	新株予約権①
発行年月日	2018年1月15日	2018年5月25日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	120株	普通株式 92株
発行価格	56,894円 (注) 4	89,000円 (注) 4
資本組入額	56,894円	44,500円
発行価額の総額	6,827,280円	8,188,000円
資本組入額の総額	6,827,280円	4,094,000円
発行方法	第三者割当	2018年4月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	株式（2）	新株予約権②
発行年月日	2018年5月25日	2019年6月12日
種類	普通株式	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	37株	普通株式 36株
発行価格	89,000円 (注) 4	192,500円 (注) 4
資本組入額	89,000円	96,250円
発行価額の総額	3,293,000円	6,930,000円
資本組入額の総額	3,293,000円	3,465,000円
発行方法	第三者割当	2019年5月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2019年6月12日	2020年4月24日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 5株	普通株式 12,100株
発行価格	192,500円 (注) 4	476円 (注) 5
資本組入額	96,250円	238円
発行価額の総額	962,500円	5,759,600円
資本組入額の総額	481,250円	2,879,800円
発行方法	2019年5月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年4月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2020年4月24日	2020年4月24日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 5,500株	普通株式 1,100株
発行価格	467円 (注) 5	467円 (注) 5
資本組入額	234円	234円
発行価額の総額	2,568,500円	513,700円
資本組入額の総額	1,287,000円	257,400円
発行方法	2020年4月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年4月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続

所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2019年11月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は修正簿価純資産法により算定された価格であります。
5. 発行価格は修正簿価純資産法及びDCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）の折衷法により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権①については、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員3人）により、提出日の前月末現在（2020年6月30日）、発行数は93,500株、発行価額の総額は7,565,000円、資本組入額の総額は3,782,500円となっております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	89,000円	192,500円
行使請求期間	2020年4月17日から 2028年4月16日まで	2021年5月18日から 2029年5月17日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	192,500円	467円
行使請求期間	2021年5月18日から 2029年5月17日まで	2020年4月24日から 2030年4月23日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	467円	467円
行使請求期間	2022年4月24日から 2030年4月23日まで	2022年4月24日から 2030年4月23日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況 ① ストックオプション 制度の内容」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況 ① ストックオプション 制度の内容」に記載のとおりであり ます。

8. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年4月13日以前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 玲	横浜市泉区	会社役員	70	3,982,580 (56,894)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
武川 義浩	横浜市中区	会社役員	50	2,844,700 (56,894)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の代表取締役社長)

(注) 1. 遠藤玲は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ティアンドエス従業員持株会 理事長 前田 泰治	横浜市西区みなとみらい 三丁目6番3号	従業員 持株会	35	3,115,000 (89,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
青木 林	東京都大田区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の元従業員
小林 恵子	横浜市瀬谷区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の元従業員

(注) 1. ティアンドエス従業員持株会は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2018年4月16日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権①の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
柏木 奈美子	横浜市神奈川区	会社員	6	534,000 (89,000)	当社の従業員
前田 泰治	横浜市西区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
荒木 大輔	横浜市瀬谷区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
中嶋 毅	横浜市中区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
菅原 啓二	横浜市港北区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
小林 林広	東京都大田区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
川鍋 和俊	横浜市泉区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
福田 悦生	横浜市磯子区	会社員	5	445,000 (89,000)	当社の従業員
松下 雄二郎	横浜市旭区	会社員	4	356,000 (89,000)	当社の従業員
上遠野 博司	神奈川県平塚市	会社員	4	356,000 (89,000)	当社の従業員
福島 裕文	横浜市神奈川区	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
片野 敏行	東京都江戸川区	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
日下 徹也	横浜市南区	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
水原 雅之	神奈川県藤沢市	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
尾鼻 晃次	埼玉県川越市	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
大輪 圭一郎	埼玉県桶川市	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
山中 信介	東京都多摩市	会社員	3	267,000 (89,000)	当社の従業員
田村 美香	神奈川県横須賀市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
高村 佳史	横浜市神奈川区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
石井 徹	埼玉県久喜市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鷲田 康彦	横浜市港北区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
則久 幸男	横浜市緑区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
千田 宙志	横浜市金沢区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
倉田 茂雄	相模原市緑区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
高橋 伸好	埼玉県三郷市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
日野 洋子	東京都三鷹市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
安達 直紀	横浜市港北区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
佐野 恵則	横浜市南区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
伊藤 中	神奈川県藤沢市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
澁谷 理希	横浜市戸塚区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
伊藤 和幸	相模原市中央区	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員
和田 真寿美	千葉県船橋市	会社員	1	89,000 (89,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 提出日の前月末現在（2020年6月30日）までの間に退職した3名7株分の新株予約権については当社が無償取得をした後、2020年4月23日開催の臨時取締役会決議に基づき消却しております。
3. 福田悦生は、2018年8月1日付で当社取締役役に選任され選任され、特別利害関係者等に該当しております。
4. 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。
5. 鷲田康彦は、2020年5月22日付で退職しております。

2019年5月17日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権②の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福田 悦生	横浜市磯子区	会社役員	20	3,850,000 (192,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
國司 光宣	東京都目黒区	会社員	5	962,500 (192,500)	当社の従業員
高森 統	東京都大田区	会社員	5	962,500 (192,500)	当社の従業員
樋口 純治	横浜市瀬谷区	会社員	3	577,500 (192,500)	当社の従業員
松下 雄二郎	横浜市旭区	会社員	1	192,500 (192,500)	当社の従業員
林 成光	横浜市港北区	会社員	1	192,500 (192,500)	当社の従業員
福島 裕文	横浜市神奈川区	会社員	1	192,500 (192,500)	当社の従業員

(注) 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2019年5月17日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権③の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 哲郎	宮城県名取市	大学教授	5	962,500 (192,500)	当社の社外協力者

(注) 2020年3月13日開催の取締役会決議により、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

2020年4月23日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権④の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福田 悦生	横浜市磯子区	会社役員	1,100	513,700 (467)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
木下 洋	横浜市青葉区	会社役員	11,000	5,137,000 (467)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

2020年4月23日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権⑤の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三橋 茂	東京都新宿区	会社員	1,100	513,700 (467)	当社の従業員
小林 林広	東京都大田区	会社員	1,100	513,700 (467)	当社の従業員
川鍋 和俊	横浜市泉区	会社員	1,100	513,700 (467)	当社の従業員
上遠野 博司	神奈川県平塚市	会社員	1,100	513,700 (467)	当社の従業員
玉江 満	東京都町田市	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
柴崎 香緒里	横浜市青葉区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
宮本 和憲	横浜市戸塚区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
小松 麻美	横浜市南区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
山田 裕介	横浜市港北区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
飯尾 佳孝	神奈川県鎌倉市	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
三好 義生	埼玉県川口市	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
安田 健司	神奈川県横須賀市	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
石井 俊行	相模原市中央区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
大橋 真	横浜市瀬谷区	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員
宮崎 正裕	東京都日野市	会社員	100	46,700 (467)	当社の従業員

2020年4月23日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権⑥の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 哲郎	宮城県名取市	大学教授	1,100	513,700 (467)	当社の社外協力者

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
武川 義浩（注）1. 2.	横浜市中区	693,000	39.87
渡辺 照男（注）2.	東京都大田区	248,600	14.30
日下 理（注）2.	横浜市中区	187,000	10.76
遠藤 玲（注）2. 3.	横浜市泉区	122,100	7.03
日下 寛之（注）2. 4.	横浜市南区	111,100	6.39
ティアンドエス従業員持株会（注）2.	横浜市西区みなとみらい 三丁目6番3号	38,500	2.22
木村 実（注）2.	横浜市旭区	37,400	2.15
福田 悦生（注）3.	横浜市磯子区	28,600 (28,600)	1.65 (1.65)
日下 藍子（注）2.	横浜市中区	25,300	1.46
渡辺 貴美子（注）2.	東京都大田区	22,000	1.27
矢ノ下 美樹（注）2.	東京都大田区	22,000	1.27
渡辺 一樹（注）2.	東京都大田区	22,000	1.27
渡辺 奈緒（注）2.	東京都大田区	22,000	1.27
長谷川 智彦（注）3.	東京都港区	18,700	1.08
木下 洋（注）3.	横浜市青葉区	11,000 (11,000)	0.63 (0.63)
三橋 茂（注）4.	東京都新宿区	6,600 (1,100)	0.38 (0.06)
柏木 奈美子（注）4.	横浜市神奈川区	6,600 (6,600)	0.38 (0.38)
小林 林広（注）4.	東京都中央区	6,600 (6,600)	0.38 (0.38)
川鍋 和俊（注）4.	横浜市泉区	6,600 (6,600)	0.38 (0.38)
遠藤 哲郎（注）6.	宮城県名取市	6,600 (6,600)	0.38 (0.38)
前田 泰治（注）4.	横浜市西区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
荒木 大輔（注）4.	横浜市瀬谷区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
中嶋 毅（注）4.	横浜市神奈川区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
菅原 啓二（注）4.	横浜市港北区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
松下 雄二郎（注）4.	横浜市旭区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
國司 光宣（注）4.	東京都目黒区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
高森 統（注）４．	東京都大田区	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
上遠野 博司（注）４．	神奈川県平塚市	5,500 (5,500)	0.32 (0.32)
福島 裕文（注）４．	横浜市神奈川区	4,400 (4,400)	0.25 (0.25)
小林 恵子（注）５．	横浜市旭区	3,300	0.19
片野 敏行（注）４．	東京都江戸川区	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
日下 徹也（注）４．	横浜市南区	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
水原 雅之（注）４．	神奈川県藤沢市	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
尾鼻 晃次（注）４．	埼玉県川越市	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
大輪 圭一郎（注）４．	埼玉県上尾市	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
山中 信介（注）４．	東京都多摩市	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
樋口 純治（注）４．	横浜市瀬谷区	3,300 (3,300)	0.19 (0.19)
青木 林（注）５．	東京都大田区	2,200	0.13
田村 美香（注）４．	神奈川県横須賀市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
高村 佳史（注）４．	横浜市神奈川区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
石井 徹（注）４．	埼玉県久喜市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
鷲田 康彦（注）５．	横浜市港北区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
則久 幸男（注）４．	横浜市緑区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
千田 宙志（注）４．	横浜市金沢区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
倉田 茂雄（注）４．	相模原市緑区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
高橋 伸好（注）４．	埼玉県三郷市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
日野 洋子（注）４．	東京都三鷹市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
安達 直紀（注）４．	横浜市港北区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
佐野 恵則（注）４．	横浜市南区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
伊藤 中（注）４．	神奈川県藤沢市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
澁谷 理希（注）４．	横浜市戸塚区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
伊藤 和幸（注）４．	相模原市中央区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
和田 真寿美（注） 4.	千葉県船橋市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
林 成光（注） 4.	横浜市港北区	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
その他11名		1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
計	—	1,738,000 (157,300)	100.00 (9.05)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 当社の従業員

5. 当社の元従業員

6. 当社の社外協力者

7. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2020年6月25日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 豊 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平塚 俊充 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているティアンドエス株式会社の2017年12月1日から2018年11月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティアンドエス株式会社の2018年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年6月25日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 豊 ⑩

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平塚 俊充 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているティアンドエス株式会社の2018年12月1日から2019年11月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティアンドエス株式会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年6月25日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 豊 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平塚 俊充 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているティアンドエス株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第5期事業年度の第2四半期会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年12月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ティアンドエス株式会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

